

令和2年 第4回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	令和2年12月15日（火）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和2年12月15日 午前8時40分宣告		
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	1番 徳 永 貴 久 2番 林 敬 生 3番 藤 田 徹 也 4番 山 上 耕 司 5番 宮 地 利 雄 6番 林 康 彦 7番 池 本 光 章 8番 藏 谷 重 文 9番 寺 下 満 憲 10番 亀 井 文 男 11番 濱 田 高 嘉 12番 池 本 興 治 13番 大 西 幸 江 14番 前 田 省 二	
不応招議員	なし		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	なし		
自治法第1 21条の規 定により説 明のため出 席した者 の職氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	町 長 教 育 長 総 務 課 長 健康推進課長 農林水産課長 魚 島 支 所 長 消 防 長 建 設 課 長 企画情報課長 住 民 課 長 危機管理室長 商工観光課長 公共交通課長 生活環境課長 教 育 課 長 海 光 園 長	上 村 俊 之 高 橋 典 子 中 辻 洋 大 本 一 明 黒 瀬 智 貴 小 林 薫 濱 田 将 典 山 本 九十九 杉 田 和 房 今 井 稔 田 房 良 和 澤 田 一 政 村 上 和 彦 越 智 康 浩 梨 木 善 彦 角 濱 信 夫
議員・職員 以外で会議 に出席し た者			

会議に職務のため出席した者の職氏名	1 2 3	議会事務局 局 長 議会事務局 専門員 議会事務局 会計年度任用職員	蓼原 洋 樹 東 秀 彦 久 保 真 弓
町長提出議案の題目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 上島町火災予防条例の一部を改正する条例 令和2年度上島町一般会計補正予算（第7号） 令和2年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第2号） 令和2年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第1号） 令和2年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号） 令和2年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号） 令和2年度上島町浄化槽事業会計補正予算（第1号） 令和2年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第2号） 防災情報伝達システム構築工事請負契約の一部変更について 副町長の選任について 上島町固定資産評価審査委員会の委員の選任について	
その他の題目	1	閉会中の継続調査申出について	
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）		
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 3番・議員 藤田 徹也 4番・議員 山上 耕司		
会 期	令和2年12月15日～12月24日（10日間）		
傍聴者数	10名（男 6名・女 4名）		

◎ 開 会

○（前田 省二 議長）

ただ今の出席議員は、全員です。

ただ今から、令和2年第4回上島町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配布しているとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

○（前田 省二 議長）

まず、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番・藤田議員、4番・山上議員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定

○(前田 省二 議長)

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長 池本 光章議員、お願いいたします。

(池本 光章議員、登壇)

○(7番・池本 光章 議員)

皆さん、おはようございます。議会運営委員会の協議結果についてご報告をいたします。

令和2年第4回定例会の開会にあたり、去る12月7日に議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日15日から24日までの10日間とし、議事日程については、お手許に配布のとおり進めることに決定しました。

どうか本定例会の慎重なるご審議と議会運営に各段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

(池本 光章議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。ただ今、池本光章 議会運営委員長から委員会協議の結果についての報告がありました。本定例会の会期は、「本日から12月24日までの10日間」としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

一つ僕はよくわからないのでお聞きしたいんですけど、予算決算委員会の予定などがありますか。

○(前田 省二 議長)

それは、後々24日まで取っておりますので、やるとなれば、その間に。なければ、そのままですけど。

それでは、異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、「本日から12月24日までの10日間」とすることに決定いたしました。

日程第3、諸般の報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第3、「諸般の報告」を行います。

まず、池本興治議員が、本年10月5日、議員歴35年以上ということで、「総務大臣表彰」を受賞されたことを、ご報告いたします。

次に、議員の皆様のお手許に配布のとおり、監査委員から10月末日の例月出納検査につ

いて良好であった旨の報告がありました。以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第4、「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

(上村町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

皆さん、おはようございます。

瀬戸内を彩る海苔網と、みかんや紅マドンナ・せとか・レモンの段々畑など、上島町の冬の豊かさを誇る時候になりました。

本日は、令和2年第4回の定例議会を招集いたしましたところ、全員の出席をいただきまして誠にありがとうございます。

最初に、新型コロナウイルスとの闘いの最前線に立ち続ける医療・介護の現場並びに多くの方々の献身的なご努力対し心からの感謝を申し上げます。

皆様のお陰で、今の私たちが安心して暮らせており、深い敬意を表したいと思います。

さて、私の町政に携わる所信につきましては、先の臨時議会において報告いたしましたので、本日は、就任後1ヶ月の主な活動状況や行政運営の現状を中心とした事項の行政報告とさせていただきます。

11月9日に初登庁したその日から、行政関係機関の挨拶回りを始めました。中村知事や副知事をはじめ、各部長や関係課長、東予地方局、今治支局など愛媛県庁関係各機関に愛媛県の方向性もお伺いしたうえで、上島町の実情をお伝えし、支援の要請などを行いました。

近隣自治体である今治市、尾道市、福山市の市長や議長並びに支所にも訪問し、行政運営の協力と協働をお願いいたしました。

四国地方整備局においては、岩城橋建設への御礼やその後の支援をお願いし、離島振興や道路、港湾整備・防災・サイクリング施策などの意見交換を行いました。以前にお世話になった方々とも話に花が咲き、小さな自治体への国の配慮に感激いたしました。

四国運輸局でも、今後の交通体系の協議を行うなど、様々なご指導をいただきました。

情報の集積地である東京には、コロナの関係で足を運んでおりませんが、今後は積極的に要望活動等を実施したいと考えています。

この間、上島町役場へ多くの関係者が訪問いただき、今後の上島町が進むべき方向についてなど、有意義な意見交換を行うことができました。また、上島町役場内各課からのレクチャー、事務説明や引継ぎが連日のようにあり、今取り組んでいる施策や課題、今後の方向性などの協議や意見交換を行いました。

このように、就任後に実施しなければならない活動に、全力で走り抜けるような1ヶ月でしたが、今後はじっくりと腰を据えて行政運営に当たりたいと考えています。特に、上島町

行政で取り組むべき課題は、なぜ上島町がこのような厳しい財政状況になったのかであり、その原因については、専門チームを設置するなどして精査したいと考えています。

財政状況が厳しい現状は、議会の皆様の方がご存じだと思いますので、節約のための身を切る施策に、町民の代表としてのご協力をお願い申し上げます。また、上島町役場の組織についても、どうすれば町民の皆様に寄り添った動きが出来るのか、即時に反応出来る人員配置は何なのかを、現在、職員と共に協議しております。

国のデジタル化の動きとして、役所に行かずとも、あらゆる手続きが出来る。地方に暮らしていても、テレワークで都会と同じ仕事が出来ると。都会と同様の医療や教育が受けられる、という社会を目指していますので、上島町でも適宜適切に対応する必要があり、今後の情報を把握し的確に施策を展開して参ります。

更に、国は観光や農業改革などにより、地方への人の流れをつくり、地方の所得を増やし、地方を活性化し、それによって日本経済を浮上させることを目標にしています。観光地の受入れ環境整備も一挙に進めるための改革プランを、年内に策定する計画が国にありますので、上島町もしっかり対応して参ります。

他にも国土強靱化計画への対応などお伝えしたことが数多くありますが、議員さんから、今後の行政運営関連の一般質問がございますので、その回答として披瀝とさせていただきます。

本日は、人事案件2件、条例案3件、補正予算案7件を含め13件の議案を上程しております。個々の議案につきましては、それぞれの時点でご説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

(上村町長、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで「行政報告」を終わります。

日程第5、一般質問

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第5、「一般質問」を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。質問は、最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までといたしますので、質問項目毎に行ってください。また、個人名等、個人情報には十分注意し、質問や答弁については、内容を簡潔にまとめたうえでされますよう、お願いします。

質問者には、マスクを取って質問していただいても結構です。以上、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問通告者は7名です。それでは、はじめに藤田議員の質問を許可します。

(藤田議員、登壇)

○(3番・藤田 徹也 議員)

それでは、「上島町ごみ収集運搬処理業務業者決定について」質問させていただきます。ごみ収集運搬処理業務競争見積参加者の募集が、令和2年3月5日から3月17日までの

間、弓削、生名、岩城の地区別で行われました。弓削地区においては、カミジママネジメント、相互商事。生名地区においては、生名衛生社、クリーンセンターカミジマ。岩城地区においては、松浦工業所のみの参加希望がありました。町が提示した『公告』の中に、申し込み資格があり、その中に「一般廃棄物の収集、運搬、処理業務の実施に関し、相当の経験を有するものであること」とあり、具体的には、ごみ収集運搬処理業務の受託者、「法第7条に規定する町の処理業者」と明記されています。また、その他7項目に申し込み資格が明記されています。

この条件に照らし合わせると、相互商事、クリーンセンターカミジマには応募資格はありません。担当課においても、町長への起案書に、相互商事、クリーンセンターカミジマ両社共に、書類不備等により「提出資格なし」となっています。しかも、上島町指名業者等選定委員会規則に反し、選定委員会も開かれていません。

にもかかわらず、宮脇前町長は、応募資格のない両社共、強引に入札に参加させています。弓削地区においては、強引な行政運営、議会運営によって、仕事を失った弓削汽船、ゆげフーズの前例を踏まえ採算度外視でカミジママネジメントが落札という驚きの結果です。生名地区においては、応募資格のないクリーンセンターカミジマが落札という前代未聞の結果です。長年真面目に頑張ってきた生名衛生社が仕事を失いました。

そもそも応募資格のない業者を入札に参加させること事態が異常で、あってはならない事です。これは、宮脇前町長が、町長の裁量権を振り下ろした入札妨害により生じた不正入札であることは明白です。そのうえに、「これで適正な委託料になった。今までもらい過ぎていた」と言っている議員がいるようですが、同じ議員としてあまりにも恥ずかしく、襟を正していただきたいと思います。

この一連の決定に、真正面に向き合い最後まで正義を貫いた職員が2人自ら退職された事を、私たちは忘れてはいけません。

町は、宮脇前町長のごみ収集運搬処理業務に関する一連の不正を正し、1日も早く健全で正常な状態に戻さなくてはなりません。

現在、上島町において、ごみ収集運搬処理業務の見積参加資格者は、カミジママネジメント、生名衛生社、松浦工業所の3社しかなく、国の示す「特別措置法」の目的からも、従来通りこの3社による随意契約に戻すべきだと思いますが、町はどのようにお考えかお示ください。

○(越智 康浩 生活環境課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 越智生活環境課長。

(越智生活環境課長、登壇)

○(越智 康浩 生活環境課長)

藤田議員の質問にお答えいたします。

先ほど、藤田議員の質問の中で、「職員が2人自ら退職された」ということで、6月から私が担当課長となりました。

ただ、今回のごみ収集業務委託問題につきましては、異動後全て、宮脇前町長及び村上副町長が対応することで、現在に至っております。

令和2年度の選考に関しましては、当時、担当課として、公募し、参加申し込みされた業者を審査した結果は、藤田議員が仰る通り、法及び公募要件により、ごみ収集運搬処理業務の資格があったのは、カミジママネジメント、生名衛生社、松浦工業所の3社と判断しておりました。また、業者選定委員会の開催協議を課長補佐が選定委員会委員長である副町長に確認したものの、「公募だから、開催の必要はない」と言われたそうです。これにより、相見積の結果により、現在の契約に至っております。

担当課といたしましては、来年度の業務実施に向け、関係法令を遵守し、粛々と、公募し、参加申し込みされた業者の資格条件等を精査し、上島町指名業者選定委員会に審査していただき、適切な業者に見積依頼するよう、適正に業務を進めていきたいと考えております。

もちろん、国の示す「特別措置法」の趣旨については、地方自治体として重きをおかなければならないと考えております。以上、よろしくお願いいたします。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

では、まず、公募資格のない業者があるにもかかわらず、選定委員会も開かず、なぜ入札に参加させたのか。そして、誰の指示で行われたのか。また、上島町ごみ収集運搬処理業務者決定において、宮脇前町長の入札妨害により生じた不正入札について、上島町はどのように考えているのかお答えください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい、今の入札、この新年度始まる入札についてでございますが、私も、様々な条件が整っていないうえでの入札と判断しております。ただ、契約民間業者と行政上島町と契約を交わしておりますので、その契約自体は成立しているものと判断しております。でございますので、この年度においては、今の契約の内容で進めるべきだとは思っております。

ただし、ご案内のように業務内容、仕様書との整合性等々、だいぶ歪みがございますので、その辺は指示は出しておりますが、適正に仕事をしていただくよう指示は出しておりますが、それが十分なされていないというのが現実でございますので、その辺もしっかりと町民の不利益に繋がりますので、精査をして行きたいと思っております。

まあ、入札の結果に関しては、そういうことでございまして、あとの、なぜ参加させたかとか、誰の指示かという分については、私も十分に把握してございませんので、担当課の方からお答えさせていただきます。

○(越智 康浩 生活環境課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 越智生活環境課長。

○(越智 康浩 生活環境課長)

はい、私も、先ほど申しましたとおり、6月から就任いたしまして、まあ今まで町長が回答しております。

誰の指示で、まあ、これは先ほど申しましたとおり、宮脇町長の判断により行われたとい

うところでございます。まあ、その判断で業者を決定したことについて、入札、まあ見積りになりますけども、実際したことは、入札妨害にあたるかどうか、私の方では、お答えすることはちょっと控えさせていただきます。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員、3回目です。最後ですので。

○(3番・藤田 徹也 議員)

では、「焼却炉の修理の見積書等がない」とのやり取りが、6月議会の中であり、9月議会の中でも、「その書類がない」と受け取れる発言がありましたが、私の知る限りでは6月議会後に全て提出されていると認識していますが、間違いないでしょうか。

○(越智 康浩 生活環境課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 越智生活環境課長。

○(越智 康浩 生活環境課長)

はい、先ほど、藤田議員が言われました、6月議会後全てあったということではございません。全て見つかったのは、9月の議会後でございます。

まず、経緯から申しますと、私の就任前なんですが、まあ議会から資料請求がございました。その時点で、書類のその提出期間が2日間しかございません。当時、担当課長も、もう出勤しておらず、課長補佐1人で対応しておりました。その関係で、見つける限りは見つけてですね、平成27年度分のみが、なかったというところで、議会事務局と議会議長の方には連絡し、その後、近々の3年間で良いからという事で、まず話をしているところで議会の方に近々の3年間は提出しておりました。その間、後の提出した後は、「どうしろ」とかということとはなかったものですから、私どもも、そのまま待機というか、その無かったところの年度については、常に探してはおりました。

その関係で、9月の最初の一般質問が出てきたときに、ちょっと私どもとその議会とその質問された方との齟齬がございまして、まあ、こういったちょっとあやふやな経緯になったところがございますので、我々にも責任もございしますが、一応、9月議会後、27年度も出てきたというところで事務局にも、すいません、事務局じゃありません、前町長にはあった旨は報告をして、現在に至っております。以上です。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長

○(上村 俊之 町長)

はい、私も当時、町長でございませんで、十分にわからない部分があったので勉強させていただきましたが、今、担当課長が、申しあげましたように、焼却炉の修理の書類はあったということでございます。まあ、無いという事があり得ないことなんですけれども、ただ、町民の皆様にはいくらか誤解を与えているのではないかと思いますので、改めて申しあげますが、平成27年度の書類が1部まあ発見しづらかった。それもちょっと上島町行政側としての不備、書類が見つかり難いということ事態が不備ではあるんですけども、27年度以降の書類は既に提出されていたという事でございまして、何か焼却炉の修理で何か不正があったような印象を町民に与えてしまっているようでございますが、全て書類はあって、平成

27年度の一部だけが、最後まで見つかり難かったということでございまして、書類を破棄したり、その見積り等々を取らずに仕事をしたりとか、そういうことは一切ないという事でございます。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、一問目の質問はこれで終わります。藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

はい、まず、ご答弁ありがとうございました。

町内外に誤解を招く『ごみ収集運搬処理業務委託に関わる提言書』をホームページ上から削除し、今後、委託料の精査、また、業者決定において透明性を担保していただきますよう提言させていただきます。次の質問に参ります。

「フェスパ運営について」質問させていただきます。

宮脇政権時の平成30年4月より「いきなスポレク」による、フェスパ運営が続いていますが、フェスパの指定管理者決定に至る経緯や、湯水のように注ぎ込まれる税金投入に町民の怒りが沸点に達しているのは皆さんもご存じの通りです。あまりにも無計画な政策を推し進めた行政運営、あまりにも無責任な議決を繰り返した議会運営がもたらした最悪の結果なのです。

議会として、議員として「誰が、いつ、どう責任を取るのか」を、議会で調査委員会を設立するなど、議会にも計り知れない責任があることを認識し、町民に納得していただける責任を取らないといけないと思います。同時に、税金投入による使用用途、金額を明確にし、町民に報告しなくてはならないと思います。

わずか3年ほどで1億1,250万円もの税金が投入され、令和元年10月より、家賃50万円の免除を受けています。更に、運営当初、独自で議会の議決も受けず、金融機関から5,000万円の借入れをし、その返済に町民の税金を当て込んでいるという状況を踏まえると、「いきなスポレク」によるフェスパ運営は1000%あり得ません。

一刻も早くフェスパ運営から「いきなスポレク」を切り離し、フェスパは一時休館。その間に指定管理者を公募し、正式な手続きを経て決定するべきだと思います。また、コロナ禍の影響を考慮し、町は期限を切った支援策や契約期間の延長など公募条件の見直しが必要だと思いますが、町は今後のフェスパ運営についてどう考えているのかお示してください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

(上村町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

藤田議員の質問にお答えいたします。

フェスパについては、「(株)いきなスポレクとの令和3年3月末までの指定管理契約が残っており、満了までは予約を受付ける」と聞いております。

また、(株)いきなスポレク全体の今後については、代表取締役等役員の方々から正式な引継ぎを受けておりませんので、現在、確認をさせていただいている段階です。

特に、「この4年間で発生した金融機関からの借入残高、約3,000万円と、議会が承

認した上島町からの借入金、約2,600万円の無利子30年払いについては、誰が誰にどのような責任があるのか」を協議調査中であり、その結果報告までは少し時間がかかるものと考えています。

藤田議員の提案のように、フェスパを一時休館にする必要がある時期が来ると思われますが、今は新たな民間の指定管理者を募集し、一刻も早くフェスパ運営を立て直したいと考えております。また、その条件についても藤田議員のご意見のように、期限を切って、上島町からの支援策や契約期間の延長などを公募条件として見直すことで、少しでも多くの応募を期待しています。

もちろん、フェスパ職員の身分保障を最優先に考慮しますが、なぜ多額の赤字に陥ったのか、無駄な仕入れなどの経費はなかったのかなど、その借入金等の責任の所在を精査のうえ、誰が支払うべきかを明確にしなければならないと考えておりますので、議会の皆様のご協力もよろしくお願い申し上げます。

(上村町長、降壇)

○(3番・藤田 徹也 議員)(挙手)議長。

○(前田 省二 議長) 藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

では、「生名スポレクが、金融機関から借り入れた5,000万円を町が返済しなくてはいけないのか」という問題。そして、今までフェスパに投入された税金1億1,250万円の使用内訳を「総勘定元帳」を基に徹底的に調査し、町民に報告しなくてはいけないという事を町が進めて行ってくれると解釈してよろしいでしょうか。

○(上村 俊之 町長)(挙手)議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

「金融機関からの借り入れにつきまして、町が支払わなければならないのか」という質問につきましては、現在もちよっと調査中のございまして、法的な判断をさせていただきたいと思っております。ただ、上島町の道義的な責任という、あるいは信用・信頼問題もございしますので、その辺は、法に則して参りますが、別な判断も必要なときがあるかも知れないと、そのように思っているところでございます。

そして、調査につきましては、上島町行政内部でしっかりと精査をさせていただきたいと思っておりますけれども、行政内部の事でございますので十分な精査が出来ない場合もございしますので、その点につきましては、議会の方でもしっかりと精査対応していただけたらと思っているところでございます。

今現在、本当に悩みが深いところのございまして、どのように借入金を返済して行くか、あるいは、現在においても、今年度6,000万円近い税金が既に投入されておりますけれども、業績の報告によりますと、今現在でも、6,000万円近いお金を投入しているにも関わらず、赤字状況であるというところで、本当に悩み深いところではあります。ただ、いきなスポレクも、フェスパも今後もしっかりと上島町のために活躍してくれるように、様々な方向で対策を練って参りますので、議会の皆様のご理解をいただきたいと思っております。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

ご答弁ありがとうございました。私も議員として、町民にしっかりと報告する責務を果たしたいと思います。

次の質問に参ります。「生名公営渡船長崎側待機レーン拡張計画について」、令和2年10月の時点での、長崎側待機レーン拡張計画の進捗状況はどうなっているのかお示してください。また、財源は合併特例債と認識していますが、何年度に申請して、どのような経過を辿ったのか、お示してください。

○(杉田 和房 企画情報課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 杉田企画情報課長。

○(杉田 和房 企画情報課長)

まず、1点目の、土生港長崎栈橋車両待機レーンの整備事業の進捗状況をご説明いたします。本事業にかかる起業地の権利者は、土地所有者が2名、建物所有者が3名、物件補償対象者が2名となっています。

現在、権利者の全員から、本事業へのご理解をいただき、用地交渉を進めていますが、権利者の中には、商売をされている方もおられ、住居や店舗の移転の方法、移転のタイミングもそれぞれの事情により異なることから、地権者のご都合により、交渉を進めているところです。

令和2年10月時点の進捗状況としましては、令和元年度に1件の物件補償契約を締結し物件移転が完了、令和2年度については、計画変更があり、建物補償の一部を先行して契約締結し、建物解体工事が完了しているところです。

今後の計画としましては、現時点では権利者との契約締結が完了していないため、令和2年度中の全ての権利者との契約締結を目標に用地交渉を進め、令和3年度の岩城橋開通までの整備工事完成を目指して、事業を進めて参ります。

続いて、2点目の合併特例債の経過についてご説明いたします。

本事業の総事業費は、4億1,700万円を見込んでおり、平成30年度から令和3年度までの4ヵ年計画で、年度ごとの事業実績に基づき、年度ごとに合併特例債を充当することとしております。

なお、合併特例債の計画については、平成30年度から用地交渉により、権利者の移転方法の変更等により補償金の増額、及び移転時期を延長する必要性が生じたため、令和2年度の当初予算を計上するタイミングで、計画期間を3年から4年に延長し、及び総事業費を3億700万円から4億1,700万円に増額いたしました。

また、計画の変更に伴い、年度間の事業費を移動しており、その内容としましては、平成30年度事業費で実施する計画であった補償契約が、権利者のご都合により、平成30年度中の移転が困難となったため、一部の権利者については、令和元年度に繰り越して補償しましたが、その他、令和元年度に繰り越しても移転完了が見込めなかった権利者の補償については、繰越予算を未執行扱いとし、新たに当初予算に計上しました。

起債の充当状況としましては、先ほどご説明した平成30年度から令和元年度に繰り越しにより実施した物件補償案件に起債を充当しております。

今後は、今年度以降の補償金及び、令和3年度に計画している工事費に起債を充当する計画です。

以上で「生名公営渡船長崎棧橋待機レーン拡張計画について」の答弁を終わります。よろしく願いいたします。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

ご答弁ありがとうございました。大変な労力、精神力を伴う交渉事ではありますが、担当課におかれましては、全力で前に進めていただき、待機レーン拡張計画完結に目途を付けていただきたいと心よりエールを送らせていただき、私の質問を終わらせていただきます。

(藤田議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、藤田議員の質問を終わります。

続いて、宮地議員の質問を許可します。

(宮地議員、登壇)

○(5番・宮地 利雄 議員)

宮地議員、質問します。いいですか、議席数5番。「上島町保健センター移転について」、お尋ねします。

令和2年8月頃から上弓削の保健センターが突然移転してしまい、誰もいなくなりました。地域住民に何の説明もないと記憶しています。上弓削の高齢者の人たちや、まあ、いろいろな心配ごとや障害がある人たちが不満をこぼしています。

この設備は、小さい子供たちを育てているお母さん方や、それからお年寄りの方に大変役に立っていたと思うんですけど、何の説明もなく、いなくなったので、この、なぜ説明もなく移転しまったのか、説明もなく、これをよろしく説明をお願いいたします。

また、保健センターの職員も、もう一度上弓削地区に戻していただけないか、これを検討していただくことをよろしく願いいたします。

○(大本 一明 健康推進課課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 大本健康推進課長。

(大本健康推進課長、登壇)

○(大本 一明 健康推進課課長)

宮地議員の質問にお答えいたします。

上弓削の保健センターの移転につきましては、令和元年6月の幹部会において、岩城橋開通後に向けて、人員の削減、経費の削減、効率化を図るため、町内の公共施設の統廃合について計画するよう前町長から指示がありました。

そして、課内で各地区保健センターの統合について協議したところ、1箇所統合した方が効率的で良いのではないかと。そして、また、生名と弓削は橋が架かっているため、岩城橋

が架かる前に統合した方が良いのでは、という意見が課内からあり、8月頃に前町長に提案して参りました。

急きょ、生名支所への統合については、指示が出たのが今年の1月であり、4月に統合するようと言われておりましたが、準備の都合上8月末の統合となりました。統合については、前町長の決定事項であったため、地域の住民の皆様への説明が必要であったことを認識せずに準備を進め、広報誌による周知だけとなりました。このことにつきましては、この場をお借りしてお詫び申し上げます。

保健センターの統合については、公共施設あり方検討協議会に諮っていないこと、地域住民の皆様事前に説明をしていなかったこと、岩城橋開通前に行く必要があったのか、などの理由により、住民にとってどの方法が一番良いのかを、今後協議をして参りたいと考えております。以上です。よろしくお願いします。

○(5番・宮地 利雄 議員) もう一つ、よろしいですか。(挙手)

○(前田 省二 議長) 宮地議員。

○(5番・宮地 利雄 議員)

町の方として、「もう戻す考え方はない」ということで今解釈したんですけど、どんなのでしょうか。

○(上村 俊之町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之町長)

はい、先ほど担当課から申しあげましたように、今後、戻すこと、現状維持も含めて、今後じっくりと協議して参りたいと思っております。

まあ、改めまして、特に、上弓削地区住民の皆様方に、十分な説明もないまま、職員を引き払ったことに対して、私からもお詫びを申し上げたいと思っております。

ええー、今後につきましては、まあ担当課と協議をして参りますけれども、私も現場職員と話す機会を設けさせていただきまして、前の体制と今の体制、どちらが町民の皆様にとって一番良いのか、それをじっくりと話をして対応していきたいと思います。

ご案内のように、この組織に関しては、私の行政報告でも申しあげましたが、職員のための組織変更ではなくて、町民のためにとって何が良いか、それを基本に考えて参りたいと思いますので、先ほど申しあげましたように、保健師さん等々現場の意見をこれから十分に聞かせていただきまして、どのような組織体制にしたら良いのか、検討をさせていただきたいと思っております。

○(5番・宮地 利雄 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、最後の質問になります、宮地議員。

○(5番・宮地 利雄 議員)

これは、住民の皆さんが、閉鎖されてから超不都合です。

私の所にその愚痴をこぼしに来たんです。なくなって困る、非常に困るからということと言われたんですけど、私もどうしようもないんですけど、まあ、そんなことでカッとしてから町議会議員に立候補してしまったんですけど、これをなるべく早い機会に復活させていた

だきたいということを要望して、質問を終わらせたいと思います。よろしくお願いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

この平成16年に4町村が合併したという難しい条件の町づくりになっておりまして、当初から様々なご意見がございました。そういった中で、私も、料金体制、当時の私が「料金体制の統一等々、上島町として、一つの方向性を示さなければならない」というのが、仕事の一つでしたので、議員の議会の皆様にも無理を言いながら対応してきた経緯もございます。ただ、そうした中で、一つまあ岩城地区におきましては、その橋が架かっていないという条件の違いから、その統一条件を外している項目がたくさんございます。まあ岩城の場合は、その橋が架かっていない交通の便宜が悪い、8時には船が止まってしまう。そういったことから、福祉のバスをはじめ、他の旧3地区と条件が違う行政運営をしているところが多々あります。これは、その地理的条件が違いますので、私はやむを得ないと思っております。

そういった中で、岩城橋が架かる前に、弓削と生名だけを統合してしまうと、というのは、まあ、私の考えから行くと少し矛盾が発生していると、そのように考えているところでございますので、しっかりと今後協議を重ねて参りたいと思います。

○(前田 省二 議長)

はい、これで、宮地議員の質問を終わります。

(宮地議員から「ありがとうございました」の声あり)

(宮地議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

ここで、9時45分まで休憩といたします。

(休 憩 : 午前 9時35分 ～ 午前 9:45)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。続いて、山上議員の質問を許可します。

(山上議員、登壇)

○(4番・山上 耕司 議員)

議席番号4番、山上です。今日は、2つの質問を用意してきました。よろしくお願いいたします。

では、1つ目の質問、「新型コロナウイルスの感染症対策について」お尋ねいたします。

今、世の中では、コロナウイルス第3波の感染拡大で、大変なニュースが、メディア等で伝えられております。今のところ、上島町では、感染者の確認は聞いてはありますが、町民の皆さんは日に日に危機感を募らせております。上島町では、新型コロナウイルス感染症対策本部が、春頃から立上げられておりますが、恥ずかしながら私の勉強不足で議員になって初めて、対策本部のことを知りました。町民の皆さんに何人か尋ねていますが、知らない

人が多いようです。

そこで今日は、対策本部の活動内容について、お伺いいたします。第3波以降の新しい取り組みがあるのか。また、対策本部メンバーに専門知識を持った方がおられるのかどうか教えていただきたいです。

それともう1つ、私たち個人1人ひとりが、感染対策をしっかりとすることが大切なことですが、それでも感染者になる可能性は誰でもあります。その時、心無い誹謗中傷とかが聞こえてくることもあるかも知れません。そのようなことが起こらないような対策もあるのかどうか併せてお伺いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

(上村町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

山上議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスについては、日本でも現在第3波として感染者が拡大している状況で、上島町においても、担当からの説明を随時受けており、先日には対策本部も開催したところであります。

愛媛県からは、適宜適切な情報提供や指示があり、中村知事からも直接の連絡をいただいております。

上島町でも、愛媛県が感染警戒期に移行した事もあり、やむ無く成人式を延期するなどコロナの影響が身近に出ておりますので、町民の皆様には今以上の警戒をしていただきますようお願い申し上げます。

上島町新型コロナウイルス対策本部の活動内容については、担当課から詳しくお答えさせていただきます。

(上村町長、降壇)

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、田房危機管理室長。

(田房危機管理室長、登壇)

○(田房 良和 危機管理室長)

「上島町新型コロナウイルス対策本部の活動内容」ですが、上島町では、大きく次の3点の業務を行っております。

1点目は、感染症の発生状況等の情報収集、管理及び情報の提供に関することです。これまで、町民の皆様に対して、感染防止対策の啓発、施設・イベントの開催情報、各種支援・猶予制度などの情報をケーブルテレビや広報紙、ホームページに専用コーナーを設けるなど様々な方法で、随時実施しております。

2点目は、応急対策の実施に関することです。公共施設の利用規制、消毒液、アクリル板設置などの感染防止対策、福祉施設・医療機関等へのマスクや消毒液の配布、感染者が発生した場合の消毒マニュアルの策定など実施しております。

3点目は、関係機関との連絡調整に関することです。愛媛県とは、感染防止対策について

共通認識を図るとともに、感染者が発生した場合の連絡体制の確認など、連絡を密にし、連携を図っています。

その他といたしまして、災害時の避難所感染対策マニュアルの策定や、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、感染対策用品の備蓄などの感染対策、町民の皆さまや事業者に対して、通称かみじまメールをはじめとした需要喚起対策、教育面においては、児童・生徒に1人1台の端末配布とWiFi環境の整備などのGIGAスクール構想の実施など、各種支援事業を進めているところでございます。

「感染拡大第3波以降の対策本部の新しい取り組み」ですが、今月から配信を開始しました上島町防災アプリを活用し、注意喚起を含む情報発信の多重化を図っています。今後も、国や県などの関係機関と連携し、最新の情報に基づいた状況判断を行い、適切な取組を実施して参ります。

「対策本部のメンバーは、専門的知識を持った方を職員に加えてみたらどうですか」については、対策本部会議は、全庁体制で組織し、本部長である町長、本部員である各課長で構成されています。

対策本部会議を開催する際には、本部長が、必要があると認めるときは、国、県、及び医療機関等の関係機関の職員に対し、会議への出席を求めることができることとなっており、内容等によっては、適宜専門的な知識を持った方に出席を求めることになっていますので、山上議員の提案への対応は可能であると考えております。

最後に、「感染者が出たあとの誹謗中傷の無いような対策は考えていますか」についてですが、愛媛県知事からも再三にわたり注意喚起されておりますとおり、感染者等へのいわれのない差別や偏見、誹謗中傷は絶対にあってはなりません。

教育委員会部局でも、学校や地域での人権教育を通して差別のない地域づくりへの啓発活動を展開しており、上島町といたしましても感染者等の個人情報情報を厳重に管理し、個人が特定されないような対応に努めて参ります。

以上、よろしくお願いします。

(田房危機管理室長、降壇)

○(4番・山上 耕司 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 山上議員。

○(4番・山上 耕司 議員)

予想以上に、対策活動をされているので、ちょっとびっくりして安心しました。

専門知識を持った方がメンバーにいないというか、メンバーというのが、役場全体で課長クラスになっているのは、今、初めて聞いたんですけど、日頃は2階ですよ。2階が対策本部となっていると聞いたんですが、じゃあ、何かあったときには全員が集まるということで、相当なメンバーが揃うんだなと思います。まあ専門知識を持った方がメンバーに入るということは、まあ、ぜひ検討していただきたいと思います。

まあ、あと心のケアの対策も十分になっていると思いますので、これからもよろしくお願いします。あと、ホームページ等でお知らせしているという、今ことなんですけど、中々、今、上島町の皆さんで見ている方は少ないと思います。もう少し町民の皆さんが、安心して

もらえるようなわかり易い呼びかけも必要だと思います。まあ、基本的なことを言わせてもらおうと、例えば、役場の玄関にですね、「上島町新型コロナウイルス感染症対策本部」というような看板を立てるとか、その横にまあ「お気軽にお問合せください」とか書いていけば、相談しやすい環境になるのではないかと思います。どこに何があるかというのは、今、町民の皆さんには、おそらく頭の中には入ってない方が、僕を含め、多いと思います。それで、対策本部に専門知識を待った方が待機してくれれば、安心感が増すと思いますが、どうでしょうか。

また、まだまだコロナ感染拡大は治まらないと思いますけど、上島町も一歩先を読んで対策を立ててもらいたいと思います。例えば、上島町でPCR検査が出来ないとか、ワクチン接種ができるようになれば、どのような段取りで行くのか、早めに考えていただいた方が良いでしょう。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

まず、対応策について、「ホームページ等々については、町民全員が見ているわけではない」というご指摘、正に私もその通りだと思っております。今以前も「ホームページへ載せたからと周知しているわけではないよ」ということは、職員には指示しておりますけれども、今後はもっと山上議員が仰るように、町民がわかり易い周知方法に対応していきたいと思っております。ただ、もう一点、周知方法として、ケーブルテレビのテロップ等々もございますが、残念ながら加入率が少ない地域もございしますので、その辺のご協力も町民の皆様をお願いしたいと思っているところでございます。

ええー、そして先ほど、「コロナ対策本部の看板を立てるべきでは」というご意見。私も「なるほど」と思うところがございました。町民の皆さん、職員はわかっているけど町民の皆さん、あるいは、外から来る方々にはコロナ対策本部がどこにあるかわからないという状況でございしますので、早速、担当課と協議してどのような形になるか掲げさせていただきたいと思っております。そして、PCR、ワクチンにつきましては、担当の方からお答えさせていただきます。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

PCR検査につきましては、現在、体調が悪くなった人、というのは、かかりつけの町内の医療機関に受診をしてですね、それで発熱等で疑わしいとなりましたら、町内にあるPCR検査ができる医療機関で検査を受けることが出来ます。そして、その結果により、陽性として判断された場合には、保健所の指示により、入院等の措置が取られることになっております。

あと、ワクチンの接種についてなんですけど、これも、まだ国が、最近まあちょっと情報で流れてきた中では、来年の前半には、接種が出来るようにという話になっております。そして、この接種の方法なんですけど、ワクチンにつきましては、国から県に、そして県から

各自治体に、まあ町村単位にですよ、ワクチンが配られるということになっております。そして、一部では、ワクチンが、零下、マイナス70度以下に保存しないといけないという状況がありますので、そのワクチンを使うのか。また、その他のワクチンを使うのか、状況によってまだ難しいところがあります。そして、接種については、2回接種ということになっているようですが、これも未だはっきりとした状況ではありません。このことについて、まあ予算に伴いますが、出来たら、まあ年明け早々に国の指示があったら専決等、また臨時会等で予算を計上したいと思いますので、よろしくお願いします。

○(4番・山上 耕司 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 山上議員。

○(4番・山上 耕司 議員)

ありがとうございます。PCR検査が出来る、対象の病院ですかねえ、まあ何件かあると思いますので、それとワクチン接種は来年以降、まあ、よろしく願いいたします。

ええー、9月定例議会でもコロナの一般質問がありましたが、あの頃とは状況が一変しております。行政も私たち町民も気を引き締めてコロナ対策をして行ってもらったかなと思います。

はい、それでは2つ目の質問に移ります。

児童生徒の通学路整備について伺いたします。

私は、スクールガードリーダーを上島町から委嘱されて5年目になります。スクールガードリーダーとは、弓削、生名、岩城、魚島に各1名ずついまして、児童生徒の登下校指導や通学路の点検などが主な仕事です。年に数回情報交換とか会議がありますが、その度に話題に上がるのが、通学路周辺の倒壊危険家屋や崖崩れ危険個所の事です。

教育委員会から担当課の方に話が行っていると思いますが、中々改善がされていません。難しいようでしたら、学校と相談して、一時的な通学路の変更も考えないといけないと思います。

そこで、通学路整備の進捗状況を教えてください。また、道路沿いの倒壊危険家屋の解体費用には補助金が出るとは思いますが、内容も教えてください。

○(山本九十九 建設課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 山本建設課長。

(山本建設課長、登壇)

○(山本九十九 建設課長)

山上議員の質問にお答えいたします。

令和元年度、2年度に実施しました通学路安全点検において倒壊危険家屋は弓削地区3件、魚島地区1件の合計4件であり、岩城・生名地区は0件でした。

また、がけ崩れ危険個所は、弓削(引野)地区、生名(稲浦及び立石)地区、岩城(浜地区)の合計4件、確認しております。

倒壊危険家屋の進捗状況につきましては、弓削地区1件、魚島地区の1件、合計2件は、所有者に倒壊危険家屋である旨の説明を行い、弓削地区につきましては令和3年度に解体工事を実施する予定です。

また、魚島地区につきましては瓦が落下する危険があるということで、安全対策をお願いしております。

残りの弓削地区2件につきましては、財産管理者に郵送で通知を行っておりますが、財産管理者と連絡が取れていない状況です。

次に、がけ崩れ危険個所の弓削（引野）地区につきましては、県道敷内ですので、愛媛県に対応を依頼しており、早急に実施を検討する旨の回答を得ております。

生名（稲浦）地区につきましては、道路法面对策事業にて令和3年度に対策工事を実施する予定です。

生名（立石）地区につきましては、道路改良工事と同時に法面对策を実施する計画を進めたいと考えております。

岩城（浜）地区につきましては、道路法面が比較的しっかりとした岩質で、過去において崩壊等は確認されていないため経過措置としており、今後の状況の変化があれば、対応していくこととしております。

次に、廃屋解体事業の内容につきましては、補助金の採択条件は、道路沿いの家屋である事、国のマニュアルに従い職員が実施する「住宅の不良度の測定」において、基準以上の点数である事の2点です。

補助金の内訳は、解体事業費の8/10、160万円が上限で、国費が1/2、県費町単独費がそれぞれ1/4となっております。以上、よろしくお願いいたします。

（山本建設課長、降壇）

○(4番・山上 耕司 議員)（挙手）はい。

○(前田 省二 議長) 山上議員。

○(4番・山上 耕司 議員)

ええー、倒壊危険家屋の件数、まあ弓削が3件、魚島が1件という話なんですが、僕は、スクールガードリーダーの中では、もう少しあるような気が、ちょっと会議がだいぶ前になったんで、記憶がちょっと定かでないんですが、あると思います。まあ、中々難しい作業だということとは理解できますけど、何かあったらでは遅いので、引き続きお願いいたします。

他にですね、他地区のスクールガードリーダーからも、まあ今話すと続きになりますが、倒壊危険家屋の新しい情報とかも耳に入ってきております。まあ個人情報にあたりますので中々その場所とか名前等は言えませんが、うーん、町の中には、その中には町の建物も町所有の建物もあるんじゃないかという、まあ、ところもあるみたいです。もしそうであれば、早急な対応をお願いしたいと思います。それともう一つ、さっき最初の質問の中の通学路変更等の話もまたお願いいたします。

○(高橋 典子 教育長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) 高橋教育長。

（高橋教育長、登壇）

○(高橋 典子 教育長)

山上議員の2つ目のご質問。「学校と相談して通学路の変更を考えてもらった方が良いのでは」につきましてお答えいたします。

通学路の安全点検につきましては、4月から5月の年度初めに各学校において実施する登下校指導の中で危険箇所等のチェックを行っております。早急に対応しなければならない箇所については、その時点で最も安全と判断できる経路を通学路として各学校が指定するとともに、通学路の変更があれば児童生徒や保護者に通知しているところでございます。また、学校から報告が上がってきた危険箇所等については、6月から8月にかけて、毎年、学校や駐在所、建設課、教育委員会等で組織する「上島町通学路合同点検」で、道路標識、倒壊危険家屋への安全対策、新たな危険箇所の確認、まもる君の家の確認をするなど、現地での点検を通して、情報共有するとともに注意喚起のための三角コーンの設置や張り紙、具体的な対応策検討など関係機関と連携して対策を講じております。

教育委員会におきましても、児童生徒の安全確保に全力を注いでいるところではあります。山上議員さんは、スクールガードリーダーとして、本当に安全第一にご尽力をいただいております。山上議員にも危険箇所等の情報が届くようございましたら、安全対策に関する協議内容に加えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

教育委員会では、今後も継続して各学校での交通安全指導の徹底を図り、通学路合同点検を通して、児童生徒の安全確保に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(高橋教育長、降壇)

○(4番・山上 耕司 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 山上議員。

○(4番・山上 耕司 議員)

はい、ありがとうございます。先日、スクールガードで、朝、集団登校のところに立っておりますら、10分ぐらい経っても誰も来なかったということがありました。どうしたのかなと思ったら通学路がちょっともう変更されていまして、この質問とちょっと入れ違いになったんですが、まあ、通学路もですね、表通りの方を今、歩くように、これからなと思うんですけど、まあ、そうすると遠回りになったりとか、交通量が少し増えたりという危険なことも出てきます。ええー、なので、子供たちの負担になることもあるかもしれませんので、子供たちの安全を守るためにも、より良い通学路整備に取り組んでもらえたらと思います。よろしくお願いいたします。

まああと、補助金の制度もですね参考にしていただきながら、一刻も早く持ち主さんとの交渉等も進めていってもらったと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

(山上議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、山上議員の質問を終わります。

続いて、濱田議員の質問を許可いたします。

(濱田議員、登壇)

○(11番・濱田 高嘉 議員)

議長の許可が下りましたので、マスクを取らせていただきます。

ええー、議席番号11番・濱田 高嘉です。本日の一般質問は、2問行いたいと思います。

それでは、最初の質問です。「災害救助船「いぶき丸」の係留に係る上島町の対応について」お尋ねをいたします。

災害救助船「いぶき丸」は、船籍地は愛媛県上島町に登録、船主はNPO 法人ピースウィンズ・ジャパン。本船は、以前、香川県観音寺市と伊吹島間の定期旅客船として活躍した船で、定員305名、137トン、長さ34.76メートルの船を因島石田造船で災害救助船にほぼ改修され、残りは乗組員が来年2月までに完工する予定と聞いております。

本船は、10月6日から「生名地区」にある物揚場を本船係留場所として、2週間毎に許可申請を行い、2週間分の使用料の納付等を条件に町が係留を許可してきましたが、令和2年11月13日、所管する建設課職員2名が突然訪れまして、令和2年11月23日以降の災害救助船「いぶき丸」の荷上場係留不許可を、船主代理者に通告され、11月22日、不許可書を持参され、町の見解等を説明されました。

その概要を申し上げますと、一つ、町とNPO 法人ピースウィンズ・ジャパンと締結した「災害等緊急時の支援に関する協定書」は、町が要請時にのみ係留可能であり、常時係留場所を確保する必要はない。一つ、現在の係留形態は認めない。一つ、上島町に係留可能な場所がない。一つ、町長が代われば方針も変わる。一つ、12月から小川工務店がブロックを製作するので、出入りが出来なくなる。などの見解や理由を説明のうえ、係留許可取消がなされました。

この件に関連しての質問ですが、NPO 法人ピースウィンズ・ジャパンは、平成16年4ヶ町村合併以来、何かと町と縁がある法人であることは、この議場におられる皆様も町民の方々もよくご承知の通りで、これまでの関係や本町に対する貢献・実績等を評価していただきまして、何とか本船をこれまでの係留場所に留め置けないものか。また、町内の港湾及び漁港の施設を利用できないものか、お尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○(山本九十九 建設課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 山本建設課長。

(山本建設課長、登壇)

○(山本九十九 建設課長)

濱田議員の質問にお答えします。

まず、一般質問通告書の11月22日に担当課と船主代理者の協議内容の中に「町長が変われば方針も変わる」という内容は、担当課は発言しておりませんので、その箇所の削除訂正をお願いいたします。

NPO 法人が所有する船舶が係留しておりました、生名港物揚場(マイナス3.5m)は、一般貨物船の荷役を目的として建設された施設であり、昭和62年度に供用を開始しました。本施設は、現在においても、資材や荷物の搬入・搬出や海域工事のヤード等利用されております。

従いまして、今までも特定の船舶に対して長期間の係留や停泊の許可はしておりません。また、「町内の港湾及び漁港の施設を利用できないか」ということですが、他施設も同様に物揚場として整備されております。生名港同様、長期間の係留や停泊に利用できる施設はございませんのでご理解をお願いいたします。以上、よろしくお願いいたします。

(山本建設課長、降壇)

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

ええー、最初に私が読み上げました「町長が変われば方針も変わる」ということにつきまして、「こういう発言はないので取り消せ」というお話ですけども、この件に関しまして、この質問書を出しまして1週間経ちますけども、ええー2回、この件に対して、私の方に連絡があり、「取り消してくれ」ということを仰ってましたけども、私もあえて2回とも確認を取りました。で、聞いた人間がそのように申し上げたので、私がここで書いたということでございますので、私がこの問題、文言を取り下げるということはしたくないと、こう思っております。この件に関して確認したいのであれば、当事者同士がもう一度話し合ってくださいねえ、その辺は確認していただきたいと、私は船主代表である方がそのように仰っておりますので、そのようにいたしたいと思います。

それですって、先ほど課長の答弁ではですって、まあ、私が言ったように、「この本船をですって、何とか着ける所ありませんか」というような話をさせていただきましたが、「どこもない」というご答弁であります。まあ私もちょっと見ただけで、この前、青丸が3年半以上泊めていた、あれは岸壁というんでしょうけども、あそこはスペース的には使えるんじゃないかなあと思いますし、それから弓削港の2つ桟橋がありますが、その向こうに時々ですね自衛隊の掃海艇が泊まって一般公開をしています。あそこも大変立派なピットが付いていまして、もう本船を着けるには非常に便利がいい場所だと、このように思っておりますし、また、従来、係留していた生名の物揚場、これが空いていれば、あそこもピットがありますので係船可能ではないかと、まあ、このように考えております。

ええー、まあ、そういうことで誰が見ても、「この町内に本船を泊める所がありませんよ」と言い切る行政の考え方、それはよく理解できません。もっと言いますとねえ、行政が一度許可決定をしたですって、ものを政権交代で方針変更を理由にですって、「退去しろ」と。あまりにも思慮に欠ける判断というしか言いようがないと、このように思っております。

そこでですって、ピースウィンズ・ジャパン何者だという話になろうかと思っておりますので、あえて職員の方々はご存じだと思いますけども、改めてここで申しますと、ピースウィンズはですって、ええー、豊島、ここにですって、宿泊施設4棟を整備され、レストラン棟1棟のヴィラが平成19年に開業されて、現在も営業中であります。それから、現代美術界の巨匠であるゲルハルト・リヒターさんの作品らを美術館を造って、この中に展示されております。これは何人かのというか、何十人かの方々、町内の方々も、この美術館を見たと思いますけども、私が理解、評価できませんけども、評価できないというか、そのガラスの近代アート作品がですって、これは価値が11億円するという話を聞いても本当にそうするのかなという気持ちはありましたけども、現実に美術館が整備されているということ。

それから、約30年以上経過しております豊島コミュニティセンター、これは、まあ現在、建物を無償譲渡し、なおかつ、今年ですかねえ、約、土地を29,000㎡といいますから、これ約8,800坪ぐらいを町がこの団体に売却しております。この買った法人はですって、

ここを整備して3年あるいは4年の計画で約2億円の投資をして、ここを整備していきたいと。それで、美術館の延長線である画家、彫刻家等々のですよね、生徒を集めて、そういう何か工房にしていきたいというプランを町の方に出してですね、町もそれを了解し、売却をしたという経緯がございます。これが、豊島の実態でございます。

もう一つですね、そのピースウィンズ・ジャパンと町の関係はどういう状況にあるかと言いますとですね、全く関係ないような言い方ですけども、これはですね、町民との関係と言いますとねえ、平成29年6月から平成30年4月まで約10か月間、魚島に先生がいなかったという状況が続いておりました。この時ですね、この団体が週2回、ヘリコプターで先生1名と看護師2名を連れて島民の診療を行った実績があります。で、私も1回現場に行きまして、その時は確かに先生と看護師が2名、ヘリで来て、魚島、高井神の方々の診療を行っていたということでありまして、私が聞いたところでは、延べ、この10か月間で1,305名の方々の診療をしているということでございます。

それから、平成30年、これは西日本豪雨によって本町も長期間の断水がありましたけども、この時も、この団体はですね、これは7月16日ですね、水1,000ケース、肌着、下着、衣類、各240枚、トマト50箱、これはトマトと言っても缶詰じゃなくて生だったそうです。を配布し、なおかつ、その時は、大西統括責任者もスタッフ10名を連れて地元のNPO法人の方々と手分けして配布したということでございますし、まあ、配布先は、保育園、小中高生、社協、ふくふくの会、潮騒、独居老人宅と。このように報告を聞いております。ええー、それから一般町民に配布した場所は、海の駅舎を使ったと、使わせてもらったということを仰っていました。

それから、平成31年4月12日、まあ11日、12日ですけども、町内の女性が行方不明になったと。これは、4月11日はですね、上島町の消防団も捜索に参加されて、弓削方面隊の方々が43名が参加され、4月12日はですね、弓削方面隊71名と生名方面隊25名、96名の方々がこの参加したと、この捜索に参加したと。と同時にですね、4月12日には、ヘリコプター2基が出動し、医者が2名、レスキュー隊10名、それから災害救助犬3頭が捜索に参加されました。で、このレスキュー隊の方々10名は国際規格に合った専門家だと聞いております。

このようにですね、まあ、島の開発もやり、現在も営業し、なおかつ、ボランティアといえますか、町民に対しても、活動をいろいろとこれまでやってきて、町とやっぱり深い関係にあるという認識をしております。

ええー、そういう団体でありますので、一見さんの客をですね、「スペースがないから係船できませんよ」という話であれば何となくわかりますけど、まあ、こういう歴史的な背景もあり、実績もある団体で、もっと言うと、町おこし、島おこしに参加し、より良い上島町の将来に向けて協力をいただいている、あるいは協力をするという団体の船をですね、無下にスペースがないということで拒否されて、現在は、尾道の港に停泊しております。これが（12月）17日まで許可をいただいております。で、尾道の港湾はご存じのように、あそこは日本一の売船の基地なんですね、船を売ったり買ったりする、そこですから非常に大きい船から小さい船までですね売船で岸壁を使用してデリバリーとか、検査とか、いろ

いろやっていますので、まあ１７日以降は泊めることができないという状況にあります。で、まだいろいろ船主さんはあちこち探していますけども、適当な場所がないんですね。

そういう状況にありまして、なぜ、町はですねえ、これを一旦許可したものを政権が変わったからと言って退去するという、これは私に言わせれば暴挙に近いというふうに思っております。それから、許可をですねえ、１回、２回、３回、４回、５回出しているんですよね。で、６回目で不許可というようなことで、非常に船主も驚いていますし、私たちも町民として驚いているという状況にあります。

こういう中で、なぜ、温かく迎え入れないのかと。そういう思いでおります。実際に、今も空いていますよねえ、あそこ青丸が着けていた場所。あそこにですねえ、「じゃあ年末までおれ」ということが言えないんですかねえ。何か利用される予定がありますか。また、先ほど言いましたように、弓削港のいつも泊まっている何と言いますか自衛隊の掃海艇が泊まっているあの場所、あの場所もありますよねえ。で、そういう意味で、何とかですねえ、町長これ、町長のお考えでですねえ何とかこれを受け入れていただきたいと、こういうふうに思いますけども、町長のご見解をお訊きしたいと思います。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

ええー、まず最初に、まあ旧青丸が着けていた場所が使えるんじゃないか等々につきましては、担当課の方からお答えさせていただきます。

今回の件につきましては、私は、ピースウィンズさんの実績と今回の許可については全く別の問題だと考えております。今回許可を出せなかったのは、本来の使用目的として使わなければならないというところでございまして、上島町の経済活動にも大いに関係するところでございます。今回の問題につきましては、私は担当から報告を受けましたが、その時に私が答えたのは、「これは事務処理ですね」と、「事務的な対応ですね」ということをお答えいたしました。

でございますから、濱田議員の仰るように、「町長が代われれば方針も変わる」というのは全くの間違った情報でございます。どなたが仰ったかわかりませんが、仰った方と私はお話をさせていただきたい。そのように思っております。まあ、担当課もそのようなことは伝えていないと。まあ、私がそういうこと言っていないですから担当課も伝えようがないというのが本当の話でございます。

この私の発言につきましては、私も浪人の身有的时候に、議会だよりを見させていただきまして、なぜか私の過去の発言等々が議会だよりに載ることがございます。その中に、間違った情報がたくさんございます。ご本人は、まあ今日の議会も含めて、聞いたから、誰かが言っていたからということでご発言されているのかもわかりませんが、どうか、こういう公の場において発言される時はしっかりと裏を取って発言していただきたい。そのように思っております。議会で発言したからといって、間違った情報が議会だよりに掲載される。これは、その対象者となった人間にとっては誠に不本意でございます。

で、でございますから、今回の「町長が代われれば」という、「方針も変わる」というのは全

くのデタラメデでございます。どうか、ええー、まあ議員は、「その人が言っていた」ということでございましょうけれども、その人の言っていることが100%正確かどうかというのもしっかりと確認していただきたい。そのように思っているところでございます。

ええー、先ほど申し上げましたように、上島町は法治国家でございますので、条例に基づいて対応している。ただ、そういうことでございますので、その辺をご理解いただきたいと思います。そして、先ほど滔々と濱田議員がピースウィンズの実績を申し述べておりましたけれども、私の知っている範囲では、クラウドファンディング等々数多くの提案が上島町も関連して出されておりますが、ほぼほとんどが実行できておりません。それが、実態でございます。その辺も様々な素晴らしい提案もピースウィンズからございます。国際的な学校あるいは先ほど議員が申し伝えておりました美術館等々ございますが、クラウドファンディングにおいては全く予定通りの活動ができていないということでございますので、その辺もご理解いただきたいと思います。まだお伝えしたいこともございますけれども、まあ、他の議員さんの質問にもございますので、今の段階では、私からはその発言で控えさせていただきたいと思っております。先ほど申し上げましたように、「他の場所が使えるんじゃないか」につきましては、担当課からお答えいたします。

○(山本九十九 建設課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 山本建設課長。

○(山本九十九 建設課長)

先ほど答弁いたしました通り濱田議員の提案された3箇所は全て物揚場として整備されています。長期間の係留や停泊に利用できる施設ではございませんので、ご理解お願いいたします。また、一度許可が出たということですが、9月1日にドック入りの待機仮係船を目的として7日間の許可申請が出ており、それは同日付けで許可しております。短期間ということで許可しております。

また、9月24日から11月22日の間の2週間ごとの計4回の災害救助待機係船を目的としての許可申請が出ておりますけれども、この申請の度に現在の係留は目的外使用であるということを利用者にお伝えしており、11月18日付けのヘリコプター及び船舶による災害緊急時の支援に関する協定の内容を拝見いたしまして不許可と判断いたしました。以上です。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

先ほどの町長の答弁はですねえ、何か問題のすり替えですよ。私が議会だより云々という話もありましたけれども、議会だよりの問題と現在の本船をどこかに、町の施設に泊めさせてくれと。(12月)17日以降、本船は、どこに行けばいいのかわからないというか、そういう状況にありますと。これまでの長年の関係からして、「とりあえず今言った場所があるんじゃないですか」という話をさせていただきました。で、今、課長が物揚場、物揚場と仰いますけれども、あそこ青丸が3年泊めたんですよ。1回も物揚げしていませんよ。しましたか。聞いた話では、「青丸は貢献した」と言った。「町に貢献した」と。貢献した

というのはですね、無料で客を運んだというのであれば貢献でしょうけども、ちゃんと規定の料金を払って利用者が利用したんですよ。だから、長年貢献したという話はですね、じゃあ、このピースウィンズ船が、船というか全体の会社のイメージとして何ら町にメリットと言いますか、貢献と言いますか、そういうものをしてないんですか。今言いましたように、決して十分とは言いませんけども出来る範囲のことはさせていただいているという状況において、なぜ快く、そんなに困っているんだったら、とりあえず、ここにいて、でも、ここが「いつまでいてくれ」、で、「ここがまた荷上場になったら、次ここに行ってくれ」というぐらいのね、移動の指示はですね、これはもう仕方ないと思っていますけども、それもなく、ただ「出ていけ」というのはね、何と行政として心無いと言いますかねえ、少なくとも、今言ったようにいろいろ町に対して出来る範囲のことは彼らはやってきました。確かに不十分なところもあったかも知れません。

で、なぜ、出来ないんですか。今言ったように、あそこにも掃海艇が泊まる場所も空いていますよねえ、今ずっと。掃海艇が入ってくる予定ありますか。荷上場の荷揚げをする予定ありますか。この問題をね、いうのであればね、もうみんなね、「出ていきなさい」と言わざるを得ないですよ。上弓削港についても、佐島港についても、この弓削港についても、ずっと係船している船たくさんありますよ。大きいか、小さいかという問題はありますでしょうけども、豊島の開発をしながらずっとやっている会社、また、これから投資して町おこしに参加する。そういう環境にある会社、どうして温かく見守ってあげないんですか。

それで、先日まで泊まっていた写真、これ持ってきましたけども、これが生名の物揚場に着いていたときの写真であります。（写真を見せる）これは潮が引いていますので低くなっておりますけども、これが横ですけども、縦で写した写真がこういう状況です。で、本船はですね、皆さんご存じのように、ウインチとアンカ持ってないんですよ。沖に行つてアンカ打つて泊めておけばいいという船じゃないんですよ。元々定期船で走っていましたので、芸予汽船の船と一緒にですね、アンカとかウインチ持ってないんですよ。栈橋から栈橋に移動するというだけで。

ですからね、そういうその状況の船舶をですね、無下にですね、「ない、ない」と言つて、それで通りますか。住民感情として、おかしいと思いませんかねえ。もし、これをやるんだたらね、みんな泊めている問題についてもね、言わざるを得ないですよ。私が確認した、確認してないかという話。当然していますよ。確認して、問題を提起している。町長がよくねえ、私の昔の話をしますと、確認して、ブログ書いていた、ブログ信用できませんよと、そういう問題をすり替えてすり替えて答弁されてきましたけども、こういう状態が続けばですね、本当に町おこしが出来ますか。私はねえ、この上島町における町おこしに参加する、あるいは町おこしをしようとする体力とかね、ノウハウとかありますか。外部の知恵あるいは財力、人脈等々を活用しながらですね、町おこしをやっていかねばならないという、そういう環境下にあると思うんですよ。

いろいろと豊島の件につきましても、やっと話がまとまって土地も購入し、なおかつ土地の購入が、確か今年の6月だか記憶しております、半年間ずれておりますので、今の契約でいきますと、2億円投資して完成するのが2023年、4年というように聞いていますけど、

これもちよっと半年くらいずれるんじゃないかなと思いますけども、そういうようにして何とか町おこし、あるいは島おこしに協力し、当然まあ彼らのメリットもあるし、彼らにメリットがあるということは、町にもメリットがあるということなんです。土地が売れば固定資産税が入ってくると。まあ、そういう形にありますのでねえ、もう端的に言って、これ恣意的なねえ、もう「町長の感情で物事が動いている」と言っても過言じゃないように思うんですけど、それいかがですか。笑い事じゃないですよ。

もっと言いますとねえ、まあ私もこれ書いてきましたけど、ちょっと読みますねえ。町長は、町民の生命と財産を守る使命と責務があります。災害等緊急時に上島町民への支援をお願いする立場の上島町がピースウィンズ・ジャパンと締結した協定書の真意を汲み取りせず不許可の理由が物揚場で申請目的、目的外使用であると。目的外使用であるといっても、このように空いていれば使わたんですよ、岸壁を。（生名に停泊している写真を見せる）はっきり言って「弱い者いじめ」ですよ。あまりにも恣意的な感情で判断してですねえ、一方的な破棄、これは理解不能かつ礼儀を欠く対応じゃないかと私は遺憾に思っています。

早急にですねえ、本船を町内港湾施設ほか漁港の施設に係留出来るような許可をお願いしたいと改めて思いますけども、答弁同じですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

先ほど申し上げましたように、上島町、法治国家でございますので、行政、法律あるいは条例の下に動いておりますので、その辺も議員としてご理解いただきたいと思います。とっております。

で、先ほど「私が恣意的な対応をしている。あるいは問題のすり替えをしている」というご発言でございましたが、で、議会だよりと今回のことは異なるというご発言でございました。

しかし、先ほど申し上げましたように、ここで発言されたことは、議会だよりに掲載される可能性が大いにある案件でございます。で、ございますから、この一般質問にありますように「町長が代われば方針も変わる」と私が言ったということは全くの間違った情報でございますので、「そういうことは違いますよ」ということをお伝えしているので、問題のすり替えでもなく、今回のこととは異なるということでもございません。これにつきましては、担当課を通じて、担当課職員に「こういうことを言ったの」と。「町長が代わったら方針が変わるんだということを相手に伝えたの」と訊いたら、「そういうことは言っておりません」ということでした。

ですから、議会を通して、「こういうことは言っておりません」とお伝えしたのに、やはり、こういう公の場で発言されます。でございますから、改めて、「そういう発言はありません」ということを言うておるのでございます。でございますから、再度結論で申し上げますと、条例に基づいて動いております、個人の恣意、感情で動いているものではないということをご理解いただきたいと思います。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手) 議長、最後の質問。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

ええー、「条例等々に沿ってやっています」ということですが、であればですよ、条例は町長が勝手に、代わったら解釈が変わってくるんですか。少なくとも宮脇町長も当然条例を読み、なおかつ、それに基づいてですねえ許可をして、5回係船の許可を出していると。ですから、同じものの、同じ条例等々で読む人によって事が変わってくる。こんな事があっていいんでしょうかねえ。じゃあ、間違いですか。間違いですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

条例の解釈につきましては、私が述べるとまた変なことにもなりますので、まあ、条例の解釈を変えることはございません。条例を十分に読んでいただいたらわかることです。また、協定書につきましても、災害時が起きたら、「災害等が起きたら、その、この船が支援することができる」と書いております。そのように書いておる部分もございますので、条例につきましては、担当課が今持っておりまして担当課の方からお答えさせていただきます。

○(前田 省二 議長) 担当課、ありますか。

○(山本九十九 建設課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 山本建設課長。

○(山本九十九 建設課長)

はい、先ほど申しましたように、前宮脇町長のときの許可時にも、「現在の係留方法は目的外使用のため、災害救助船という目的では長期の係留はできません」という返答はしております。その結果、現在、物揚場の使用期間の最大の2週間を期限として許可をしております。その都度、「目的外使用ですよ」という旨の説明はしております。以上です。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) これをもちまして・・・。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

先ほどの今の課長の答弁に対して私、意見ありますので言わせてください。

今、課長、条例によってね、まあ物揚場なので2週間を限定にしてね、やりましたというのは私は理解しておりますし、そうですと。私が言っているのは、2週間おきに、こうやったのは、そういうことだから2週間おきにやったんですよ。だから、今回も、2週間おきにですねえ、そういうことでやっていただければ、一番いいなと思うんですよ。町長、そう思いません。条例に従って、彼は判断として2週間おきに、長期はダメですよと。2週間おきに改めて仕切り直しですよということで、あのAという地点がダメだったらB地点、C地点があるんですから、A地点が2週間で物揚場になるんで、じゃあB地点に移れ、C地点に移れというような利用方法もあるんじゃないかと。このように思います。

ぜひですねえ、これはもう町のためでもあり、今後こういうことが起きたら何を信用して町と話したらいいか、こういうことにもなりますし、それから、やはり、協同して町おこしに参加しようとする人もいるという中で、こういうことが起きれば、やっぱり二の足、三の足を踏むということになりますので、何とかですねえ、これはもう泊めていただきたいと、

こう思います。正月も来ますし、行くところないですよねえ、（１２月）１７日以降。せめて、青丸が着いていた場所か、または弓削港の掃海艇が泊まる、あの場所が空いていますので、現在、空いていますので、ぜひ、正月まであそこに泊めてもいいよという許可をぜひお願いしたいと、こう思っております。

ぜひ、そのようになれば大変喜んでいただけたと思いますし、また、本船の目的も達成されるんじゃないでしょうか。ただ、本当に言いますとねえ、災害時だけねえ、災害時にだけ、船が来て泊めていいよ。その他はどこか行っとけという話はねえ、これはもう船籍を上島町にした意味がない。もし行っててねえ、災害起きて、他所に行っていて、うちに来れないですよ。今、尾道に泊まっていますけど、今、尾道で災害起きたら尾道の町民を運んだり、そこで医療行為をして、そういう状況になると思う。うちには来ないですよねえ。やはり、船籍が弓削にあって弓削に泊まっているから災害時に町民が使用できるんですよ。今、本当に尾道に泊まっていますけども、ねえ、尾道で災害が起きたら、ここも起きるでしょう、同時に。そうするとね、やっぱり義理があって、泊まっている所の町民、市民を助けるというのが普通の考え方ですよねえ。

まあ、そういう状況もありますので、ぜひ、町長、何とかですねえ、正月まででもですねえ、弓削港の港湾施設を使わせていただきたいと。こういうことをお願いしまして、この問題の質問を終わりたいと思います。

○(前田 省二 議長)

ええー、濱田議員の質問の質問中でございますけれど、ここで１１時５分まで休憩いたします。

（ 休 憩 ： 午前１０時５５分 ～ １１時 ５分 ）

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて濱田議員、２問目の質問をお願いします。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

はい、すみません。それでは２問目の質問をいたします。「町の財政再建、行財政健全化にどう取組まれるのか」ということで質問いたします。

新聞報道や町長選においても、町の危機的財政を憂い、財政再建、行財政健全化に取り組まなければならないと指摘されておりましたけれども、町長に就任されて、この厳しい現実を踏まえ、早急に財政再建に取り組むにあたりまして、何を最優先にされるのか、どのような手順で行うのか、どんな犠牲が伴うのか、どの程度の時間が必要なのか、それらを精査・分析しての展望等についてご答弁をお願いいたします。

○(上村 俊之 町長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

（上村町長、登壇）

○(上村 俊之 町長)

濱田議員の質問にお答えいたします。

上島町の財政状況につきましては、令和2年第3回定例会で報告がありましたように、地方自治体の経営状況を評価する、国の財政健全化判断比率において、この4年間で実質公債費比率は2.4%増の12.3%であり、愛媛県20市町で最下位になっています。将来負担比率は19.0%増の44.2%、愛媛県内で11位であり、どちらの指標も悪化しています。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率についても、人件費や公債費などの経常的経費の増加に伴い、この4年間で10.2%増の99.5%、愛媛県20市町で最下位であり、財政の硬直化が一段と進んでいる状況です。

以前の上島町は、良い時で経常収支比率が第2位、実質公債費比率においても、平成26年度までは9位以内、平成24年度までは、常に4位以内を維持しておりましたので、今後は、このような状況になってしまった原因をしっかりと精査しなければならないと考えており、今後は専門チームを設置するなどして対応して参ります。

行政は、人件費である町職員給料などの経常的経費だけではなく、各種インフラ整備などの投資的経費も必要となります。

したがって現在は、町全体の財政運営として、財源不足を調整するために、多額の基金の取崩しを行わざるを得ない状況となっております。

このような財政状況を踏まえ、行財政の健全化を図るためには、最優先で徹底した歳入・歳出の見直しを行い、本町の身の丈に合った適切な予算規模を目指す必要があります。

まず、歳入の確保については、国や県の動向を踏まえたうえで、補助金や交付金等の積極的な活用を上島町提案で実施するとともに、自主財源の確保に努めて参ります。

次に、歳出の抑制についてですが、歳出の約4割を占める人件費と公債費の抑制に努めていく必要があります。

人件費については、行政組織の見直しや職員の適切な人事・定員管理に努め、効率的な行政運営を図ることで、人件費の抑制を進めて参ります。

公債費については、将来の公債費の負担縮減のため、出来るだけ各年度において起債発行額を抑えるとともに、交付税措置がある有利な起債を活用することで、実質公債費比率の改善に努めて参ります。

また、特別会計については、会計の独立性と事業を効率的に推進するため、収益の改善に努めるとともに、安易に一般会計の繰出金に依存することがないように、努めて参ります。

今後の精査の結果として、地区や議会の要望に満足に答えられないことや、各種使用料等の見直しが必要になるかもしれませんが、詳しくは精査終了後にお答えいたします。

現在の厳しい財政状況を、すぐに好転させることは非常に困難ではありますが、未来の子どもたちに大きな負担を残さないよう、十分留意して各種施策を進めていくとともに、これまで以上に選択と集中を徹底させることにより、行財政の健全化、公約の実現に努めなければならないと考えています。以上です。

(上村町長、降壇)

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

ええー、今、町長の仰ったことは、もうその通りだと思いますし、特に、まあ、国への働きかけで、今歳入を増やしていくということとか、それから、支出では、人件費の問題、公債費の問題等々をですね、吟味して、セーブしていくということが、一義的な作業だこう思っております。今、お話があったことにつきましては、私は異論はございません。

ただ一点ですねえ、その申し上げれば、これはもう、上村町長が、26年、27年頃に私も一般質問した経緯がありますけども、やはり、財政のですねえ、やっぱり大きなその影響を与えているのはですねえ、現在、266箇所ですねえ公共施設、これの統廃合とか、そういうものをですね、やって行かないと、とてもじゃないけどそのランニングコスト等々がかかり過ぎてですねえ、いくら町長が努力してもですねえ、今持っている建物のメンテナンスからインフラの整備にかかる費用が莫大な状況になろうかと、こう考えております。

で、平成29年3月に、このように町長の指示で作ったと思うんですけども、「上島町公共施設等総合管理計画」これは立派な計画が出来ています。これを読まさせていただきました。これにもですねえ、やはり私が言っているように、その公共のその266ある建物ですねえ、統廃合や複合化等々を検討してですねえ、その岩城橋が架かってからじゃなくて、岩城橋が架かる前から、もう今日からですねえ、この問題について、やはり統廃合・複合化という事をやって行かないと、とてもじゃないけども、もたないというような状況にあります。

で、あえて、この本から引用しますとね、何と言いますかねえ、「直ちに集約化や多機能化により、最適配置の実現を図り、総量の縮減に取り組まなければならない」と、このようになっておりますし、「今後、継続化してくる多額の財政の負担、老朽化によるインフラ整備の箱もの維持管理にかかる莫大な経費が現在の財政を圧迫している」と、このようにきっちり書かれております。で、町長の仰った事とプラスですねえ、この266の公共施設のですねえ、統廃合を含めて、これを整理・整合しないとまずいと。4ヵ町村合併して、それぞれ島に同じものが一つずつあります。これをほとんど手を付けてないというのが現状でございます。宮脇政権4年間にもこの問題も提起しましたがけども、時間の都合でここには一切手を触れていないというのが現状でございます。上村政権時代に「いきなスポレク」とそれから「生名の公民館」の2つの公共施設について、結果的には、公民館を解体したという事があります。

で、今後ですねえ、ぜひ、喫緊に取り組んでいただきたいのは、この266もある同じような建物、同じような質の建物が多くございますので、これを早急にですねえ、前ありました、公共施設あり方検討会ですか、ここをもう一度立ち上げてですねえ、ここで議論して、この266の施設をAからEランクぐらい5段階に分けてですねえ、ランキングを付けて、統廃合し、廃棄し、または、売却するというようなことをやらないと、とてもじゃないけども財政が改善して行かないというふうに思っております。ぜひ、このことをやっていただきたいと思っておりますし、一つの例で言いますと、もうこれはもう5年も6年も前ですけど、今治市が810あった施設を111処分したんですね。それで年間約2億円のセーブという事があります。

それから、同じような町で、久万高原町が350施設あったものをいろいろやりましてで

すね、これも約2億円のですねえ、費用がセーブ出来たと。これもきちっと新聞報道で出ていますので。そういうことで、本来ですと、その平成27年、28年頃にそういう数字を出して今、着々とそれは行動に移して行かなきゃいけない時期にあるんですけども、全くこの件については町が具体的には動いておりません。ええー、確か、26年には、私は一般質問で、27年ですね、一般質問で、各データ、「公共施設のデータがありますか」というような話をしたら、「データベースはありません」と。ただ、「固定資産台帳の整備を行いながらデータベースを作って行きたいと思います」と。

で、前回も今言いました、「スポレク」とそれから「公民館」の議論をするときも何にもないんですよえ、データが。ましてや、その266のデータが無ければ、どれがどうなのか全くわからない。町民がどの程度使っているのか。年間売り上げがどうなっているのか。ランニングコストが、その建物がいくらかかっているのか、それさえ掴んでいないと。そのような状況では困るということなので、ぜひ、こういうことについて取り組んでいただきたいと思いますが、町長のご見解をお聞きしたいと思います。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい、濱田議員の仰る公共施設の統廃合の方針については、全く私も同感でございます。

今後は、財政も厳しい折から無駄な経費は省いていくという事をしなければならないと思っております。ただ、先ほど名前が出ました、生名の公民館の廃合、廃棄にいたしましても、その時には、まあ地区の方々、あるいは利用していた方々は、様々な方々と協議を重ねさせていただきましたように、簡単に、この施設を無くすということは難しい問題が控えております。順序を踏んで、特に、公共施設の検討会においてしっかりと議論をしていただきたいと思っております。

まあ客観的に判断して、この施設は要らない、この施設は要らないというのは、その判断は出来るんですけど、地域住民にとりましては、「おいおい、それは困るぞ」というような施設もございますので、その辺も併せて、地域住民の方々と、あるいは公共施設検討会としてしっかりと協議を進めて行くべきだと思っておりますのでございます。

ええー、まあ、平成29年3月にまあ、管理計画が出来たということ、まあ、私が平成28年までですので、それまでに準備を進めさせていただいたという経緯がございます。で、29年の3月時点で完成した計画は、粛々と4年間で対応をしていくべき案件だったと思いますが、公共施設の検討会等々もあまり開かれていないというような状況でございましたので、これからは、しっかりとこういう町民の声を聴きながら対応して参りたいと思っております。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、最後の質問になります。濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

はい、この延長線で申しますとですねえ、ざっくりですけども、建物と言いますかねえ、箱物、住民一人当たりの延床面積ですねえ、これが上島町と全国と比較しますと全国平均の

4倍になつとります。

それから愛媛県内と比較しても、上島町は2倍になっております。この数字が、この計画書も明確に書かれております。そういう状況にありまして、また、今後40年間、公共施設の更新費が総額で674億円かかりますと、このように書かれておりますし、年平均17億円が必要でありますよということも町が作成したこの小冊子に書かれております。この実態を把握していただいて、きちっと早急にですねえ、前回ありました公共施設あり方検討委員会でしたかな、そういうものを立ち上げていただいて早急に取り組んでいただきたいと。

それと、この会のメンバーですけど、条例上はですねえ、約30名の定員になっております。で、これは議員が各島から1名ということと、それから職員が5名、それから各団体の長が全部で30名と、こういう事で、前は、26名ぐらいの人数でやったと思うんですけども、他の自治体の話をしますと、ほとんどがですねえ、専門家ですね。利害関係のない人、弁護士さんとか、税理士さん、それから大学の教授等々が入って、今治市で確か12名の専門家が入ってランキングをしている。どうしてかということ、やはり地域代表が多いとですね、「これを残せ、あれは要らない」というふうなことが多くありますので、ぜひ、今後、この会を再開するんであれば、そういうメンバーで検討していただきたいと、それが一番公平ではなかろうかと、こう思いますので、その辺のご見解を訊いて、私の質問を終わりたいと思います。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長

○(上村 俊之 町長)

公共施設のあり方を検討する委員会につきましては、先ほど申し上げましたように、「この4年間、ちょっと機能していなかった」という状況でございます。ええー、そして、今後のこの委員会、検討会につきましては、担当課の方から今後のこの検討会のあり方について、担当課としての意見を述べさせていただきたいと思っております。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

「公共施設のあり方検討会」という事で、総務課が担当しております。それで、先ほど町長からもございましたが、まあ客観的にすっきりと、言い方が変なんですけど、もう冷たくというような形で行けば、その有識者だけで構わないのかも知れませんが、先ほど町長からお話がありましたように、これは地域として困るというようなところもやはり検討の中には含めるべきだと考えておりますので、まあ今現在議員が申された、30名近くというようなところはですね、町長ともまだはつきり固まってはございませんが、一度事前協議をさせていただいて、人数を絞ってですね、必要なときに必要な方を必要であれば呼ぶというような形で、委員会自体の人数はある程度絞って行っていくというふうに事前協議をさせていただいておりますので、しっかりとそれを詰めさせていただいて会議を進めて行ければと考えております。以上です。(濱田議員から「はい」の声あり)

(濱田議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

はい、これで、濱田議員の質問を終わります。

続いて、寺下議員の質問を許可します。

(寺下議員、登壇)

○(9番・寺下 満憲 議員)

議席番号9番・寺下 満憲です。ええー、住民と日本共産党を代表いたしまして、「塵芥処理収集運搬業務の適正価格と業務の発注の構築を」について質問をしていきたいと思います。

先ほど、同僚議員の方から、このごみ収集の問題いろいろ質問が出されていましたが、前回の9月、6月と、この問題、私再三にわたって質問して参りましたが、しかしながら、中々思ったような当事者からの回答が得られない中、今議会において、同僚議員の方から質問がされても、当事者のいない中で、中々明確なものが出ていないわけであります。

そこで、私は、今回、今年度より随意契約から競争見積合せ最低金額者に業者が決定したわけでありますが、その結果から、弓削地区においては、予定価格が4,667万3千円が、いわゆる2,750万円という価格で業者発注されたわけであります。そして、生名地区においては、予定価格が1,480万3千円を814万3千円と約半分の請負で業者が雇ったわけであります。そして岩城地区においては、いわゆる町が計算された予算額においての96%ぐらいの、以上の入札落札で業者が決まったわけでありますが、このことから考えますと、議員といたしまして、予算書に計上された数字に対する正に信頼性を失うような結果となったわけであります。

ええー、今、次年度に向けての予算編成時期であり、問題が今回表面化したわけでありますから、この塵芥収集運搬処理費の委託料全てにおいての見直しと精査することを求めるわけでありますが、いかがなものでしょうか。また、議会から塵芥収集運搬処理業務委託に関する提言書を理事者に出し、前町長からは回答いただいたわけでありますが、この提言書において、今回、就任されました現町長は、この提言書をどう取り扱っていくか、その点についての質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○(越智 康浩 生活環境課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 越智生活環境課長。

(越智生活環境課長、登壇)

○(越智 康浩 生活環境課長)

寺下議員の質問にお答えいたします。

今年度の契約において、担当課から申し上げることは、契約原理に基づき、粛々と契約を履行し、業務を実施しているとしか申し上げられません。

現在、担当課において、来年度の委託業務実施に向けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係法令を遵守することを念頭に、落札率が低くなったことの原因、委託業者が変わったことにより、当該業務に支障が出ていないか、仕様書通りに業務が遂行されているか、住民生活に支障を来していないかなどを調査しております。

また、本業務の予算設計内容につきましては、例年の積算に基本的な間違いはなく、大幅

な修正は必要ないと考えていますが、現在、精査を行っており、今後、理事者と協議を進め、予算計上をして参ります。

業務の発注の在り方、担当課の事務執行については、今年度同様、公募を行い、総合評価落札方式に準じた方法により決定したいと考えております。

もちろん、審査に当たっては、参加申し込みされた業者の資格条件等を精査した上で、規則に則り上島町指名業者選定委員会に図ります。その上で適切な業者に見積依頼するよう、適正に業務を進め、塵芥収集運搬処理業務が住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上が図れるようにしていきたいと考えております。

なお、最低制限価格の設定につきましては、廃掃法施行令第4条で委託の基準について「受託料が受託業務を遂行するに足る額であること」と定められており、経済性の確保等により、業務の確実な遂行を求める基準となっていることから、契約担当課と協議を進め、適正な価格での契約が履行できるようにして参りたいと考えております。よろしく願いいたします。

(越智生活環境課長、降壇)

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

寺下議員の質問にありました「提言書につきまして」でございますが、これにつきましては、議会の提言でございますので、しっかりと精査をさせていただきたいと思っております。ただ、この中には、間違った情報あるいは資料、また法に触れるような部分において提言された内容もございますので、その辺もしっかりと協議・精査のうえ対応をさせていただきたいと思っております。もちろん、中で間違っている部分に関しては、訂正をしていきたいと思っております。

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 寺下議員。

○(9番・寺下 満憲 議員)

それでは、課長に伺いますが、ええー、いわゆる予定価格の精査・見直しをお願いしたわけではありますが、今問題化されている生名地区、岩城地区、弓削の塵芥収集の問題だけの精査ではなく、いわゆる魚島地区のゴミ収集、また、弓削地区においての灰の処理費とか諸々等全ての処理業務に対する見直しを図っていただけるのかどうか。その点について、そして、町長に対しましては、提言書の間違った部分等を町長としては受け止めているそうですが、この点について、今後、それでは議会とのその間違い部分等々の議論をする場を設けるおつもりはあるのか、ないのか。その点について、そして、9月予算だったと思うんですけど、いわゆるゴミ収集車、パッカー車の購入予算を計上して、議会は可決しておるわけではありますが、その収集車においても、提言書に明記しておったわけではありますが、その部分については、実施をしていくのか、いかないのか、その点についての答弁を求めます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい、魚島の一般廃棄物の処分や灰等々の処理に関しても、改めて精査させていただきたいと思います。この、今、実は担当課から来年度予算が上がってきている状況でございます。その予算査定については、その都度対応しているところでございます。まあ、本格的に予算査定を行うのは来週以降になろうかと思いますが、担当課精査が済んだ段階で一つずつ私のところに上げていただいて、疑問点を投げかけているところでございます。

このように、常に、昨年と同じだから良いとかいうのではなくて、全ての項目において見直しを図っておりますので、その辺もご理解いただきたいと思いますところでございます。また、提言書につきましては、まあ、ある意味、前議会の提言でもございまして、議会におかれましても、どうすべきなのか。この提言書について、どう扱うかうのかというのも新たな議員の皆様において協議も願いたいと思っております。その協議内容によって、また対応を考えて参りたいと思っております。

○(越智 康浩 生活環境課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 越智生活環境課長。

○(越智 康浩 生活環境課長)

私に振られました予定価格につきましては、最低制限価格、これは他の市町も参考にして今現在考慮しておりますが、要綱において、最低制限価格を設けている自治体も多ございます。まあ、その関係で、今後、契約担当課とも協議して、業務が履行できるという範囲の額で最低制限価格を設けていきたいと考えております。

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 寺下議員。

○(9番・寺下 満憲 議員)

まあ、この1年間のゴミ収集においての大きな問題は、やはり委託料の高止まりが問題となっている中に、そして業者のあり方が問われた中においての随意契約から入札方式に変換していったわけでありましたが、住民から見ると、やはりこの今回の入札価格と町の予定価格との大きな違いに対する疑問を抱いとんですね。その点については、やはりきっちりとした説明責任等がね、やはり住民には求められているんじゃないかと思うんですね。

まあ、来年度に向けて、どのような予算組みをしてくるかは未知数であります。そういった点も踏まえながら予算計上していただきたい。このように思うわけであり。そして、一番は、住民にとっては税金が少なく投入されて、毎日のゴミ収集がスムーズにいくことが一番望まれているのでありますから、その点をきちっと踏まえた、本当に条例やルールに基づいて粛々とやっていけば、今日のような問題は起きなかったのですね。

まあ、本当に大人気ないような結果を生んだのが、この1年ではなかったのかと思うんですね。ええー、そうした中においては、今回、随意契約から入札方式になったので、現町長においても入札方式を続けていくつもりであるかどうか、最後の答弁を求めます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい、まず、随意契約についてでございますが、何か随意契約が悪者のように扱われておりますけども、私は職種、あるいは業務によって随意契約も適切に活用すべきであると思っております。これが、まあ大原則でございます。

ええー、ただ今回、このゴミの公募等々につきましては、先ほど担当が申し上げましたように、昨年、今年度ですか、同様の対応をすべきではないかなと思っております。ですから、公募をかけて業者選定すると、これは先ほど担当課がお答えしたとおりでございます。これにつきましては、国や判例によりまして、「随意契約、問題なし」というようなことは出ておりますけれども、先ほど申し上げましたように、今年度と同様な対応をして参りたいと思っております。

ただ、先ほど話がありました入札価格と予算が乖離していると。これにつきましては、私は予算の方が適切であると判断しております。ええー、旧合併前の町村のときも同じでありましたし、上島町になりまして、予算、積算の方法はほぼ同じでございます。そして、宮脇町政になっても同じ積算を続けておりますので、これについては、例年にわたり議会からも同意をいただいております。それも含めて、このゴミ、一般廃棄物収集運搬についての積算根拠というのは間違っていない。そのように判断しております。

じゃあ、なぜ、その今回の契約金額と予算が乖離しているのかにつきましては、皆さん、ご案内のように、一点は、仕様書どおりの仕事をなされていない。確かに、仕様書が1日8時間であるのに、業務が4時間であれば、それは半額ですることが可能だと思います。私共も今、調査中ではございますが、実績として、それに似た実績が出ておりますので、それにつきましてはしっかりと精査し、業者さんに対しても対応をさせていただきたいと思っております。同じことを申し上げますが、入札価格と予算の乖離につきましては、先ほど申し上げましたように、仕様書通りの仕事をなされていない。ということは、町民に不利益を与えているということが一点。

もう一点は、先ほどの藤田議員のときにも少し申し上げましたけれども、「資格がない業者を入れて、不当な、適正ではない入札が行われた」というところで、この金額についても正に適切ではない。そのように思っております。

今、担当職員、あるいは担当職員と委託業者の契約後のやり取り、そして契約前、入札前の公募の段階、あるいは昨年の9月、10月の段階の資料も分厚い資料が残っておりますので、これをしっかりと、どういうやり取りがあったのか精査をさせてさせていただきまして、今後の判断に活かしていきたいと思っております。

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、寺下議員、最後です。

○(9番・寺下 満憲 議員)

ええー、まあ、町長が言われることも私は同感で、私もずっと今回まで一般質問で、その点について、ずっと宮脇町政に常に触れてきた問題であります。そして、小さな自治体であればあるほど、随意契約によって、適正価格に基づいて業者の育成をしていくのは、私は結構で構わん話だとは常々から思っておりますので、その点をご理解いただいております。おいていただきたいと思います。

それでは、引き続いて2問目に入りたいと思います。

「特定非営利活動法人のピースウィンズ・ジャパンに対する今後の町の対応のあり方について」質問をしてまいりたいと思います。

上島町とNPO法人のピースウィンズ・ジャパンとの出会いは、2017年の2月の20日に豊島へ「リヒター美術館」への招待を町長と一部議員の参加で、2018年から上島町のふるさと納税を活用した教育支援プロジェクトを始動させ、2020年目標に100人規模の全寮制の国際高校を、いわゆる豊島に開校予定でした。町は、「将来を担う子どもたちの支援を歓迎したい」との趣旨に賛同し、「地元の小中学校生らとの交流や滞在者、移住者が増えることへの利点もある」として、町は、ふるさと応援条例に基づいて協力を決めたが、現状をどのように把握していますか。その後のふるさと納税の取り扱いはどのようにしていますか。

そして、2019年に旧豊島のコミュニティセンターを無償で譲渡をしました。2020年には、その用地を、町有財産を、売却をしましたが、その後の情報がありましたらお聞かせをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

ええー、ちょっと待ってください。寺下議員に相談ですが、質問中、まあ説明が終わりましたけども、ここでお昼の休憩に入りたいと思いますが。（寺下議員から「構いませんよ」の声あり）よろしいでしょうか。（寺下議員から「はい」の声あり）皆さんどうでしょうか。（「異議なし」の声あり）それじゃあ、ここでお昼の休憩とさせていただいて、再開、1時からということをお願いいたします。

（ 昼 休 憩 ： 午前11時48分 ～ 午後 1時00分 ）

○(前田 省二 議長)

再開いたします。それでは、寺下議員、質問のほどよろしくお願いします。（寺下議員から「もう一遍しょうか」の声あり）

○(中辻 洋 総務課長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) 中辻総務課長。

（中辻総務課長、登壇）

○(中辻 洋 総務課長)

寺下議員のご質問にお答えいたします。ご質問が複数の課にわたるものでございますので、代表してお答えさせていただきます。

ピースウィンズ・ジャパンが本町のふるさと納税を活用した教育支援プロジェクトとして、2020年に開校を予定していた全寮制国際高校につきましては、ピースウィンズ・ジャパンに確認したところ、「資金調達の目途が立っていないため、現在、開校の見通しは未定である」との回答を得ておりますので、開校は非常に厳しいのではないかと認識をしております。

今後のふるさと納税の取扱いについてでございますが、昨年も寺下議員からの一般質問で

もお答えさせていただきましたが、主たる事務所を上島町に置いていない団体を支援対象として認定することに疑義がありましたので、ピースウィンズ・ジャパンに確認等を行い、協議を進めて参りました。その結果、ピースウィンズ・ジャパンからは、「主たる事務所を置くことは難しい」との回答でございましたので、今年度末をもちまして対象外とする予定でございます。

現在の旧豊島コミュニティセンター用地の状況ですが、「計画では、豊島現代アートセンター開設に向けての1期工事として、本年12月から解体工事と地階改修工事を着工する」と説明を受けておりましたが、現状としては、手つかずの状態にあります。これは、12月上旬に現地も確認しております。

なお、ピースウィンズ・ジャパンにも連絡し、現状確認をしましたところ、「資金調達の目途が立っていないため、現代アートセンター開設工事の着工時期を明確に示すことができない。約束できない」との回答を得ております。いずれにいたしましても、定期的に現地及び工事の進捗等も含め、本来の利用目的であります地域住民のコミュニティ活動及び国内外からの来訪者のアートを核とした交流拠点施設として適正に整備されるように状況の把握に努めて参りたいと考えております。以上、よろしくお願いいたします。

(中辻総務課長、降壇)

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 寺下議員。

○(9番・寺下 満憲 議員)

まあ、今、総務課長が報告されたのが、まあ、その通りのことだと思うんですね。まあ、ふるさと納税の方は、もう今年度をもって打ち切るということでありますが、しかしながら、国際高校開校するために、ふるさと納税やクラウドファンディングでいろいろ町が協力を、協力いう形よりも窓口としてね、上島町という名前を前面に出された面があるので、まあ、残るは国際高校と、そして今年度の6月議会で売却した、いわゆる旧豊島コミュニティアイランドの土地の売却の契約をしたけれども、しかしながら、この国際高校が開校できない。資金繰りの問題等々を伺っているとね、じゃあ次の、いわゆる豊島現代アート美術館が、じゃあ健全に計画通りやっていけるのかどうか、その辺をすごく疑問視するわけですね。

まあ、午前中には、同僚議員の方からすごくピースウィンズ・ジャパンを評価がされた意見を聞いたわけではありますが、私は、それほど評価はしてないんですね。海の駅舎フラットの委託業務にしても、昨年と一昨年とで、もう仕様書通りの事業が遂行できなくて撤退をしていった経緯もあるし、そうした中において、どこまで今後、この団体とお付き合いをしていくのか。ええー、出来る事ならばね、土地を再び上島町のものにすべきではないのか。このように考えるのですが、町長、今日まで4年間、外から見てきた中において、その経験からもどのようにしていくかを答弁求めたらと思います。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

ええー、先ほど課長が申し上げましたように、「資金繰りがうまくいってないので予定通

りの対応は難しい」というような回答を伺っております。ただ、この土地の売却の契約につきましては、契約書をじっくりと精査したところ、「10年以内に実現する」というような書き方がございますので、「これはまずいんじゃないの」ということを担当には申し上げましたが、まあ契約は成立しております。でございますので、今のところ、早急の計画通りの対応をお願いし続けなければならないと思っております。

この経緯につきましては、2020年度、何をする。次の年、何をするという計画書が出ておりますので、その計画書通りに実行していただきますよう、ピースウィンズ・ジャパンと協議を進めて参りたい。そのように思っているところでございます。

ええー、その先ほど申し上げました通りでございますが、土地を再び上島町に戻すということは、今の時点では、法的にすぐには難しいところでございまして、契約書にそのように書かれておるので、これも法治国家でございますから「契約書が有効である」というふうに捉えております。ただ、相手方から、ピースウィンズ・ジャパンの方から、「これ以上の計画の遂行は無理です」というような申し入れがあれば対応が出来るものと思っております。

まあ、美術館の経営につきましても同様でございまして、実は、私が前回、4年前、もう少し前の町長やっているときに、あの施設が動き始めたところでございますが、残念ながら私、一度も行ったことがございません。というのが、ご案内もないという状況で、今現在どのような状況になっているのか私も把握できていない状況でございますので、その辺もしっかりと、こちら上島町民の土地を提供したわけですから、しっかりと精査していきたいと思っております。

そして、先ほど来、ピースウィンズ・ジャパンと上島町の関係の話が事細かく出ておりましたが、私のときもピースウィンズ・ジャパン、あるいは、風の音舎さんには積極的に協力して参りました。「上島町が良くなるならお願いします」と、「上島町活性化のために協力します」ということで、ヴィラの建設に当たっても土地の売買、たまたま私の親戚が多かったので、ピースウィンズ・ジャパンさんの方に、「風の音舎さんの方に売ってあげてください」という協力は積極的にやりました。ただ、その土地が今、誰のものになっているか、それもわからない状況でございます。

そして、もう一点は、ヴィラをやっておりましたが、途中でなぜかいなくなってしまうました。そのことに関して、代表が再度訪れたので、「どういうことですか」と。「なぜ、いなくなったのですか」とお伺いしたところ、「その当時は忙しかった」と。「私が判断したことではない」ということで、私は土地に関しては、豊島コミュニティの土地に関しては、私共の上島町とピースウィンズ・ジャパンの信頼関係が出来るまで賃借と言いますか、賃借と言いますか、貸し借りでいきたいと思います。「貸す計画でいきたいと思います」と申し上げておったのですが、残念ながら、この4年間のうちに売却されたというのが現状でございます。

まあ、信頼関係のうえで売却されたのだとは思いますが、うーん、その責任についても今後、しっかりと精査して参りたいと思っております。

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 寺下議員。

○(9番・寺下 満憲 議員)

ええー、町長の考え方は、よく理解できるんですね。まあ契約の面から見ても、但し書きの中で謳われているので、中々その点は難しい面があるんですけど、しかしながら、町の方に豊島アートの美術館の計画書が出されている中において、疑義を感じる部分がたくさんあるんでね。そういった点を踏まえながら、契約解除の方向性が見い出せるのではないかな。上島町がパートナーになっているとか、実際、上島町、パートナーになる契約なり、援助するなりということ全然取り決めもしとるもの自体ないしね。

そして、北九州のCCアート美術館との話で、そのアート作品を豊島美術館が出来たら持ってくるような話も、全然北九州の方ではそういう話が出来てないのに、この計画書の中に謳われているんでね。そうした面からも、今回の契約に疑義や、不備があるのではないかな。私は、そのように思うんですけど、その点、今後、町としてはどう対応していくのか。

そして、午前中出ていた、ええー、災害救助船としての緊急時の支援をする協定書を町とピースウィンズ・ジャパンが結んどるという話ですけど、議会側としては、いつ、そのようなことが結ばれたのか、報告もなければ、大抵そういうようなことが結ばれると、新聞報道、テレビ報道機関等で、そういった調印式等々が報道されるのも、それも気が付かなかったんですけど、では、町の方に、その協定書と事業計画がどのような形で出されているのか。そういったものがあるならば、議会へ提出して、資料提出を求めておきます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい、順序が後先になりますけども、まあ協定書について、午前中はちょっと用意しておりませんでしたので、今、ここにございますが、まあこの協定書については、令和2年10月22日に前町長とピースウィンズ・ジャパンの代表で契約が、協定書の契約が交わされております。その中で、「甲はですけど、まあ上島町は、乙にピースウィンズ・ジャパンに支援要請を行った場合、支援要請を行った場合は、次の事項に定める事項を処理する」と書いておりまして、その中に、「係留できる場所の確保及び安全対策」とあります。これは、どういう意味かということ、「支援要請を行った場合は」とあります。次に、第4条には、「ピースウィンズ・ジャパンは、上島町の要請に基づき船舶が活動可能な場合は支援を行う」というふうになっております。私から見ると、ちょっと上島町に不利な協定書なのかなと認識しているところがございます。

で、先ほど申し上げました土地の売買契約書につきましても、「10年以内に関連用地として活用しなければならない」となっておりますので、これは読みようによっては、「10年以内は何もしなくてもいいよ」というふうにも読めます。ということですので、今仰られた、少し前に仰られた契約を白紙に戻すというのが中々法的には難しい状況ではないかと思っております。ただ、今教えていただきました、この企画提案書の中の内容がですね、明らかに間違っているのであれば、契約への対応に仕方もあるのではないかと考えておりますので、これは私共では十分に対応できないので、専門家の判断を仰ぎたいと思っておりますので、

長くなりますが、私が町政から離れているときに、まあNPOさんに対するふるさと納税

が条例で上島町、可決されたときに、正直これはどういう意味なのかなと、ちょっと理解できないところもございました。そういった意味で、ふるさと納税をNPOさんにする場合は、もっと厳格に、適正に、町民の利益になるように対応しなければならないと思っております。

○(前田 省二 議長) はい、よろしいですか。

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、それでは最後に。

○(9番・寺下 満憲 議員)

先ほど質問した緊急時の協定書の内容は、まあその程度ですか、しか言いようがないんですけど。ええー、事業計画書等々は全然出てないんですか。いわゆる「船の構造とか、災害時にどのような設備があって、どのような救助体制が取れます」というような、船舶に対する船舶、いわゆる船の構造ですね。そういったもの等々も全然なしに、ただ、協定書で「町が災害時に要請したら救援に来ますよ」いう、その程度の、程度言うたらおかしいけど、そのぐらいの話しか出来てないということなんですか。

そして、ちょっと再度ちょっと確認するんですけど、協定書が結ばれたのが令和2年の10月ですか。(上村町長から「令和2年の10月の22日です」の声あり) まあ午前中からの話の船の係船との整合性ですね、日時的なもんとかが、どうだったのかというのが一つ問題視、疑問視として残るんですけど、その点の答弁をいただいて最後の質問にします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい、まず、協定書が10月22日、で、最初の使用許可の申請書が9月1日ということでございまして、2回目、まあ3回目くらいから10月22日に協定書と同じ日くらいになっております。

ですから、協定書の前から、この許可申請書は出ているということでございます。あとの、今、寺下議員が仰られた、その協定書の具体的な中身につきましては担当課の方からお答えさせていただきます。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

はい、協定書につきましては、基本的な協定内容を明記しているのみでございまして、事業計画、その船の大きさとか、そういうところまでは提出していただいております。以上です。

○(前田 省二 議長)

はい、これで寺下議員の質問…。

○(9番・寺下 満憲 議員)

終わりますけど、友達同士の付き合いみたいな感じしか、町とピースウィンズ・ジャパンとの、中々対応とは思えんですね。以上です。

(寺下議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

はい。これで、寺下議員の質問を終わります。

続いて、池本 光章議員の質問を許可いたします。

(池本 光章議員、登壇)

○(7番・池本 光章 議員)

議席番号7番・池本 光章でございます。本日は1件の質問をさせていただきます。

先ほど同僚議員が倒壊危険家屋、通学路について触れられましたが、私も、その倒壊危険家屋、まあ、既に倒壊している家屋もありますので、廃家屋という言葉を使わせてもらいましたが、内容が少しダブル面もあるかもしれませんが、質問させていただきます。

廃家屋現状の把握状況と連絡の取れない所有者、若しくは取りにくい所有者、関係者との状況回復のための展望をお聞かせ願いたい。よろしくお願いいたします。

○(山本九十九 建設課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 山本建設課長。

(山本建設課長、登壇)

○(山本九十九 建設課長)

池本 光章議員の質問にお答えします。

まず廃屋の現状についてですが、平成29年度に実施しました空家調査業務において、廃屋とされたものは462棟で、そのうち生活道路や隣接地への影響が高いと思われるものが339棟との調査結果が出ています。

次に、連絡が取れない所有者若しくは関係者との原状回復のための展望についてですが、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第10条の規定に基づき固定資産税等の調査を行い、所有者に指導・助言文章を送付していますが、意思表示のない方がおられます。

担当課としては、空家等の適正な管理を行うのは、所有者または管理者であることから「上島町空き家などの適正管理に関する条例」第6条に基づき、所有者の所在が確認され指導助言文書を送付しているにもかかわらず意思表示のない方に対して、引き続き継続して指導・助言を行うと共に、意思の確認作業を進めて参りたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

(山本建設課長、降壇)

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 池本議員。

○(7番・池本 光章 議員)

ええー、462棟の廃屋があるということですが、近隣住民にとっては大変脅威なんですね、これ。台風が来るたびに、瓦が飛んで来ないか。材木が飛んで来ないか。その恐怖にさらされながら台風をやり過ごすと、というような状況でございます。この辺のところは、まあ、役場の職員の方々も同じような思いをされて対策本部を作ってパトロールしているわけですから、十分に承知していただいているものと思いますが、その分ですね、やっぱ、そこの住民の心情も十分わかってもらっていると思います。それで、私も元職員である立場上、そういった廃家屋について対処して参りました。状況によって、その連絡の取れた方が、財力

もあって、いい方であれば、すぐ撤去してくれた案件もあります。

ほで、連絡が取れても、中々財政面的にどうしようもない、まあ、そこで、補助金が出来たと思うんですけど、200万まで、8/10 補助で160万まで補助できますよと。ほで、200万超える分については、自己負担というように私は捉えておりますけど、その現状において、私も経験しておりますけど、連絡が取れない、取りにくい、手紙を出しても返答が返ってこない。というのが、やっぱ少なからずあるかと思います。

まあ、そういった家屋については、また倒壊の危険度もまた高いんですね。ほで、近隣住民はもう1年のうちに何回もひやひやしなながら夜を過ごすというような状況なんですけど、そこで、その倒壊危険家屋等についての税金状況なんですけど、滞納をされておるのか、どんななか、その辺のところの把握はどんなんでしょうか。

○(山本九十九 建設課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) 山本建設課長。

○(山本九十九 建設課長)

先ほど説明いたしました空家等対策の推進に関する特別措置法の10条に基づく固定資産税情報の内部利用により氏名等の調査は行っておりますが、所得の状況や税の滞納状況と所有者の経済的情報については、現在、調査の対象とすることは認められていないため、申し訳ありませんが、建設課では滞納状況などは把握できておりません。以上です。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 池本議員。

○(7番・池本 光章 議員)

はい、その組織のあり方というんですか。税の収納については、愛媛地方税滞納整理機構という機構がございまして、あると思うんですが、町の職員も何年か、5年か何年かに1回出向して、その団体に所属して働くと思います。ほで、県の職員がその中にも加わっていると思うんですが、その税金については、そういった大きな分野で、皆さんで知恵を出し合ってどうにかやっていこうという考え方があると思うんですね。

ところが、まあ税金で他人様が死ぬというようなことはないと思うんですけど、倒壊危険家屋の場合は、全然関係ない人の命がさらされるわけなんですね、危険に。そういった中において、どうにか、そういったことについても、こういった弱小自治体で職員が出向いて行って、当人と会話を重ねて納得するというのは中々難しいところがあるかと思います。そういったことについて、やはり、県のやっぱり専門職、そういったことについてのいろんな知識を持たれている方も多いと思いますので、そういった方々とどうにか組織を立ち上げてですね、そういった倒壊危険家屋の連絡が取りにくい方、また中々財政能力が低いために中々対応しきれない方との話し合いの場をもって、一步でも先に進んだですね、状況回復等について、何らかの形を構築していくという考えがおありなのか、その辺のところを訊きたいのと、問題は、出来ないものは出来ないんですよ。財政能力がなくて、やっぱ200万も、どうにもなりませんという方もおられるかと思います。

そういった方については、町へもう寄付しますよと。町の方がどうにか処分してくださいというような話し合いの場も考えなくてはいけないと思うんです。そういった段階に入って

いくために、やはりそういった何とか機構じゃないんですけど、そういった組織を立ち上げる、相談するといったことがどがいなんか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○(山本九十九 建設課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) 山本建設課長。

○(山本九十九 建設課長)

はい、池本 光章議員の提案について、ちょっと現在のところ、そういう考えというか、実現するというか、相談したことが現在ありません。今後、県の住宅課と相談しながら検討していきたいと考えています。お願いします。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はいじゃあ最後に。

○(7番・池本 光章 議員)

はい、まあ後、事後追跡調査をしっかりとやっていきたいと思いますので、確かに難しい機構づくり、組織づくりではあるかもわかりません。もう県は当てにせず、ある民間の団体を使ってですね、交渉に当たってもらとかいう方法もあろうかとは思いますが、ほで、職員を、そういった研修の場に向かわせて勉強して、職員を鍛え上げるというやり方もあろうかと思いますが、いずれにしても、やっぱ命の危険さが多大であります。いつ屋根が飛んで来るかわからない。柱が飛んで来るかわからないという状況の危険家屋がかなりあると思いますので、その辺のところを十分住民の方の心情を汲み取って頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(池本 光章議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで池本議員の質問を終わります。

続いて、大西議員の質問を許可します。

(大西議員、登壇)

○(13 番・大西 幸江 議員)

議席番号 13 番・大西 幸江です。今日は、二つ質問させていただきます。

まず一つ目が、「空き家活用のさらなる推進」という題でお願いします。

全国的に問題となっている空き家の活用に関しては、我が上島町でも問題となっております。そのため、国の補助金を利用して、平成 29 年度、コンサルタントに業務委託する形で、上島町内の空き家の実態調査を行いました。平成 29 年度の調査段階での空き家総数は、調査対象 8,270 戸のうち、空き家総数 462 戸、うち、老朽危険家屋 339 戸という結果でした。また、平成 30 年度には、上島町空き家等対策計画をコンサルタントに委託する形で作成しており、老朽危険家屋に関しては、県等の補助制度もあり、毎年少しずつ取り壊されているので、持ち主も町も協力して計画を推進していることと思います。

一方、空き家バンクに関しては、以前よりも物件の間取りを掲載するなど空き家に関する情報がわかりやすくなっており、町内で住まいを探していらっしゃる方にも利用していただけるように変更していただきまして、物件の動きも出てきています。行政の皆様の努力の成果と思っております。

そこで質問させていただきます。空き家バンクの活用に関しては、空き家バンク制度要綱に則って進めていただいていると思いますが、団体や企業は空き家バンクの利用者登録ができないと伺いました。要綱には、そのような記載はなく、上島町空き家等対策計画の中の基本理念にも「空き家等を改修して地域の交流施設や諸活動の拠点施設にするなど、大切な地域資源の活用にも取り組む」となっており、なぜ、団体や企業が利用登録できないのか。その理由をご説明ください。また、空き家を活用するという視点に立てば、団体や企業であっても利用登録していただいて、空き家活用の道を開いてはいかがかと思いますが、お考えをお示しください。よろしくお願いします。

○(杉田 和房 企画情報課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 杉田企画情報課長。

(杉田企画情報課長、登壇)

○(杉田 和房 企画情報課長)

大西議員の「空き家活用のさらなる推進」についてお答えいたします。

まず、空き家バンク制度のこれまでの実績についてご説明いたします。「上島町空き家情報バンク制度要綱」を平成25年度に制定し、平成26年度から、空き家バンクの物件登録・利用登録を開始しており、これまでの延べ件数としましては、物件登録が75件、利用登録が146件、契約成立したものが46件となっております。

この空き家バンク制度は、令和元年度から企画情報課で担当することとなり、企画情報課で担当してから、1年と半年余りで、物件登録が33件、利用登録が69件、契約成立したものが14件となっており、登録件数、利用登録件数共に大幅に増加しております。

空き家バンクの利用希望及び契約状況としましては、改修等の必要が無く、すぐに使える物件から契約成立に至っており、その結果、現在、空き家バンクに登録している物件の残りは19戸となっておりますが、この物件に関しては、大幅な改修等を要する物件となっており、中々利用希望者が現れない状況です。

「団体や企業が利用登録できないのか。その理由をご説明ください」とのご質問ですが、これまでも団体や企業から、「短期バイトを住ませたい」「従業員を住ませたい」との問い合わせがございましたが、「上島町空き家情報バンク制度要綱」の第7条第2項(1)及び(2)に「上島町に定住して…」という規定があり、その定住の定義としては、「上島町空き家活用事業補助金交付要綱」の第2条(1)に「おおむね10年以上にわたる居住を前提として、町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の拠点があることをいう」との記載があることから、団体・企業から問い合わせのあった、「短期労働者のための宿舎」「社員寮」といった使用方法では、制度にそぐわないと考え、お断りした経緯がございます。

また、聞くところによりますと、空き家を外国人の寮として貸し出した物件が以前あったようですが、物件の使用の仕方が悪く、物件をかなり汚されたとの事例もあり、貸主である所有者のことを考えると、誰が住むかわからない社員寮等の使用方法是避けるべきではないかと考えておりました。

「空き家を活用するという視点に立てば、団体や企業であっても利用登録していただいて、空き家活用の道を開いてはいかがかと思いますが、お考えをお示しください」とのご質問、ご

提案ですが、町としましては、まず、空き家を提供する対象者としては、ＵターンやＩターンで上島町に移住しようと考えている「移住希望者」及び、現在、上島町にお住まいで、上島町に住み続けたいけど住居に困っている「定住希望者」に対して、優先的に情報提供していきたいと考えております。

団体・企業での利用としては、「社員寮」等の利用が主ではないかと思いますが、団体・企業においては、まず、団体・企業において空き家をお探しいただきたく存じます。ただし、その中で、定住をお考えになっている社員が空き家を探している場合には、その社員個人で利用登録していただければと思います。

なお、地域の活性化や安心・安全のためには、空き家を活用し、減らしていくことも大事なことです。このために、団体や企業に対しての利用登録拡大については、空き家情報バンク制度の利用登録の条件の中に「その他、町長が適当と認めた者」とあることから、その都度、利用内容等を確認のうえ、対応していきたいと考えております。

空き家バンク制度に関しては、今年度に入ってから、新型コロナウイルスの影響で、都会などから移住希望相談の問合せが多くありますが、空き家の提供ができないことから、お断りする案件も多くあります。その方々を逃さないためにも、空き家バンク登録物件の確保は急務であります。

そのような中、今年度から、空き家バンクを含む移住・定住促進をミッションとした島おこし協力隊を採用し、各地区のご協力を得ながら、空き家の掘り起こしを行っております。議員の皆様をはじめ、町民の皆様におかれましては、空き家に関する情報がございましたら、企画情報課まで一報いただけたら幸いです。

以上で「空き家活用のさらなる推進」の答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員)

はい、ありがとうございます。まあ仰っていることが全然わからないわけではないんですよ。確かに、定住を促進するために空き家バンクをやっているんで、短期の労働者の方の寮というふうになると、ちょっとまあ問題があるんじゃないかとか、外国人が住まわれて、まあ文化が違うのでね、使い方が思っていたのと違った、なんていうことは、まあ、いろいろある事にはあると思うんです。なんですけれども、一概に企業が、じゃあ、その、登録して、で、住宅にしたとしても、それを別に5年経ったらもうじゃあポイとやるかといったらそうじゃないですよ。替わった人が来ても、そこで働いて、暮らして、当然、上島町の経済をいくらかでも回していただける。で、その企業自体は、その空き家に対して面倒をずっと見ていくので、ずっとそこにいていただけるわけじゃないですか。

で、そうすると、総合的に考えたら、企業誘致とか、で、そこに、もし住んでみて、じゃあ、「さらに住みたい」となったら個人で登録していただけるかもしれませんし。それはもう何でも可能性の話なので、ここで一律に「企業は駄目よ」ということもないと思いますし、で、まあ今まで確かに企業が多かったのかもしれませんが、これから、まあ島おこしとか町おこしという事を考えると、そのNPO法人である団体さんとか。で、若しくは逆に島の

中で何か団体が立ち上がって、どこか、というふうになったときに、自分たちでは中々物件が探せないとなったら、「どこで不動産屋さんがないのにお願ひしましょう」ということになって。で、そうすると、空き家バンクっていう活用に至ってくると思うんですね。

で、そういうふうにと考えるとですね、やはりこの空き家バンクに団体や企業が登録して、その登録して使い方が悪いとか、そういう話はまた個人同士の問題でもありますし、指導したり、そこにまた制約をかけたらいいと思うんですよ。まずは登録していただいて、で、やってみるっていうことも一つ重要だと思いますし、それを切っ掛けにして更に呼び込むという考え方も出来るんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○(杉田 和房 企画情報課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 杉田企画情報課長。

○(杉田 和房 企画情報課長)

先ほども答弁の中でお答えしましたように、社員寮とか、本来は企業努力で探すべきものと考えておりますが、要綱の中には、「その他町長が適当と認めた者」ということがありますので、今までのように完全にシャットアウトするのではなく、その個別案件については、その都度町長と協議して社員寮として使いたいということで町の方に利益があるようであれば、登録してあげたいと考えております。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員)

そしたら、今の答弁だと、まあ、企業や団体の方が来られたら、まず、お断りするんじゃないくて、じゃあ、「申し込み登録してください」、で、「これで、許可が出るかどうかわかりませんが…」ということで受付をしていただいて、今後は利用させる方向に、まあ、いくかもしれないというようなご答弁でよろしいのでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 大西議員。

○(上村 俊之 町長)

はい、経済振興のうえにおいても、企業さんを大事にすることは、私は大変大事なことで思っております。ええー、ただ、今、私も十分な勉強が出来ておりませんが、ある意味、空き家バンクと社員寮というのは別に考えた方が私はいいと思います。というのは、この空き家バンクの要綱、見よっても縛りがあまりにも強いので、それをこの空き家バンクの要綱、要領を無視してやりますと、体制としておかしくなる可能性がございますので、私は、第一点は、逆に上島町が社員寮、企業の働いている皆様の居住するところを別の形で協力すると。それがまず一点だと思います。

そして次に、今、担当課長から申し上げましたように、まあ「町長が適当と認めた者」という条件がございますので、その辺は積極的に対応させていただきたいと思っております。ただ、よく町民の皆様も勘違いされるんですが、「町長が適当と認めた者」というと、「上村 俊之が認めた者」というふうに捉える方がいらっしゃるんですが、これは間違いでございます、担当課と十分に協議したうえで、まあ専門家の知恵も借りて、そのうえで最終的に

町長が判断するという事でございますので、個人の考え方によって条例や要綱等を曲げるようなことがあってはならない。そのように思っております。

ええー、再度申し上げますが、まず空き家バンクという登録制度と企業への寮と住まいの支援制度というのは少し分けて考えるのが良いと思います。今、企業さんへのその居住の制度がないのであれば、また新たにしっかりと考えて行けばいい、行くべきだと思います。そして、上島町の、まあここにも10年以上という言葉もありますように、上島町の10年後、20年後に適切な提案であれば、町長として担当課と協議のうえ認めていくことも必要であると考えております。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員)

はい、まあ…。

○(前田 省二 議長) 2問目に入ってください。

○(13番・大西 幸江 議員)

はい、門前払いにはしないということと、まあ企業とか団体については、別途ご協議・ご相談いただけるということなので、まあ今後はそういう方向でやっていただけることをお願いしまして次の質問に行きたいと思います。

はい、2問目はですねえ、「GIGA スクール構想の今後の取り組み」ということでお願いします。

新型コロナウイルス感染症により、国の推し進める GIGA スクール構想が前倒で行われております。今年度補正予算で、既に各学校のインターネット環境の構築や子どもたちが活用するパソコンも県一括の購入が決まっているところです。

さて、GIGA スクール構想とは、「1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体整備することで、特別な支援を必要とする子どもも含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ITC 環境を実現する。これまでの我が国の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」となっております。

来年度からは、学校側のインターネット環境も整い、端末も1人1台利用できるようなるわけですが、これを活用した授業等、教員側の教育や学校側の取り組みは、既に今までも進められている部分もあり、スムーズに移行できるよう努められていると思います。ですが、子どもたちは年齢に幅があり、家庭によっては、スマホはあるけど、Wi-Fi 環境は構築していない場合も考えられます。

そこで質問いたします。特別な支援を必要とする子どもも含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育となるよう、どのように子どもをサポートしていくおつもりなのかご説明ください。よろしくお願いします。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、高橋教育長。

(高橋教育長、登壇)

○(高橋 典子 教育長)

大西議員のご質問につきまして、お答えいたします。

国の GIGA スクール構想の前倒しにより、急きょ、本町でも児童生徒の端末整備、学校ネットワーク環境の整備、緊急時における家庭のオンライン学習環境の整備、ICT 支援員の配置等、それぞれ整備を進めているところでございます。

特に、学校では、来年度から 1 人 1 台端末が支給されますので、発達段階に応じた端末を活用しての授業づくりの充実が求められています。

そこで、本町では、夏休みを利用し弓削商船高等専門学校による実際のオンライン授業を公開していただき、教職員に対して研修会を行いました。また、県が主催する ICT 教育指導教員養成研修会にも数回参加するなど、より積極的に ICT を活用した授業づくりの推進に努めております。

また、来年度は初年度になりますので、町独自で ICT 支援員に相当する人材を、町内各学校に派遣し、インターネットの接続や整備等のハード面から児童生徒の発達段階に応じた活用方法などのソフト面に至るまで、教職員や児童生徒へのサポートができる方を配置する計画を立てております。

最後に、児童生徒の家庭における Wi-Fi 等の環境につきましては、現在のところ 88%が何らかの形で通信できるようになっておりますが、残り 12%の家庭においては通信手段がない状況となっております。教育委員会といたしましても、残り 12%のご家庭に出向き、家庭内での環境整備についてアドバイスしたり、ニーズを把握することにより、全家庭が家庭内で使用できる環境整備づくりへの支援に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(高橋教育長、降壇)

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員)

はい、現状の取り組みはすごくよくわかりました。で、まあ今日ここに文科省のホームページからちょっと印刷してきたんですけど、(印刷した書類を見せる) まあ、これが出ていてですねえ、これを当然、教育委員会、教育課の方でも見ていただいて、で、その準備をずっと進めていただいていると思うんですけども、特に、まあ今回、気になるところが、先ほどご説明の中にもあった ICT の支援員の派遣なんですよねえ。で、この派遣のことが、まあ、この中に書いてあるんですけども、(先ほど見せた書類を再び見せる) まあ、「ご相談ください」とか、「県の近くにはこういう会社があって、そこから派遣しますよ」なんてことが書いてあるんですけども、まあ実際、ここ県境で中々松山とか大きい都市にも遠くて、で、広島県側から来ていただくのか、それとも愛媛県側から来ていただくのかということによって経費も全然違ってきますし、実際、そういう人たちがここに来るのかということもすごい疑問があるわけですね。

で、まあちょっといろいろ調べていたら、まあたぶんこれ同じものを見ていただいている

と思うので、「こういう事例がありますよ」というのもまあ見ていただいたと思うんですよ。

（資料を見せる）まあ実際、この ICT の支援員の派遣に関しては、まあいろんな取り組みをされていて、業務委託でやっているケースとか、もあるんですけども、まあ、私がこれ一番良いんじゃないかと思ったのは、町の少しパソコンに興味がある人、若しくはちょっと前までお仕事で使われていた方っていうのを、まあ集めていただいて、で、一つ団体を作って、そこに委託業務として取り組んでいただくと。そうすると、何が良いかという、コミュニティスクールという形にも匹敵しますし、で、町の人材活用にもなって、非常に良い取り組みをされている所、地域があるんですね。まあ、同じことが全て出来るとは思いませんが、例えば半分だけでも。一人でも二人でも、そういう方を活用して、まあ学校の中に入れていただくことで、コミュニティスクールの実現を推進するという形態が出来るんじゃないかなというふうに思っている、その辺の考えがあるのかというのが一点。

で、それから、Wi-Fi 環境についてなんですが、先ほどアンケートで 88%は何らかの通信環境があるという話だったんですけども、何らかという中には、本当に家庭の Wi-Fi なのか。それとも携帯のただの GIGA なのか。によっては、全く全然違ってくと思うんですよ。で、この辺のすみ分けの調査と、それから 12%のところにアドバイスをすることなんです、アドバイスしても実際には出来ないということも、まあ往々にしてあるかと思うんです。資金がいることなのでね。で、その辺をどのように考えられているのか、ご答弁いただきたいんですが。

○（梨木 善彦 教育課長）（挙手）

○（前田 省二 議長） 梨木教育課長。

○（梨木 善彦 教育課長）

先ほど ICT 支援員の話、出ましたが、まあ全国的に取り組みが一緒でして、中々 ICT 支援員確保が難しいかと思っております。で、そこで、教育委員会といたしまして、まあ来年度、ICT 支援員に相当する人材を配置することを計画しております。

例えば、授業前の端末の用意であったり、授業中でのアシスタント、そういった授業へのサポートが必要だと考えておまして、まあ、「ICT コーディネーター」として学校に入っていただこうかなと考えておったところでございます。まあ、先ほど大西議員も言われておりました、そういった団体に委託するのも、まあ一つの手ではあるかと思いますが、まあ今後検討していきたいと考えております。

ええー、そして、アンケートの件ですが、88%がまあインターネット環境が使える環境にあるということで、その中には、Wi-Fi も含め、テザリングという契約の方もおられます。すべてが Wi-Fi というわけではございません。で、残り 12%のアドバイスにつきましては、まあ 26 家庭が該当いたします。で、その 26 家庭にまあ我々が出向きまして、いろんな、「こうやったら出来ます」とか、いろいろと説明したうえで、それぞれ各ご家庭のニーズを把握しまして、それらを持ち帰って協議し、検討し、必要であれば予算の確保をしていきたいと考えております。以上です。

○（13番・大西 幸江 議員）（挙手）

○（前田 省二議長） 大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員)

はい、コーディネーターをまあ置いていただけるのはいいいんですよ。じゃなくて、その人材を、どういう人材を使うのかご答弁をいただきたいんですよ、うん。ほんで、まあ Wi-Fi については、費用をまあまた考えていただけるということなので、わかったんですけど、その人材をどこから活用するのかということを、すみません、お願いします。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい、その人材につきましては、町内に在住しておられる、そういったパソコンとか、そういった機器に強い、たけた方を想定しております。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二議長) はい、これで最後です。

○(13番・大西 幸江 議員)

はい、ありがとうございます。概ね私がお願いしているというか、想像しているような内容になっているようなので、まあ、それでお願いしたいんですけども、もう一つ言うのですねえ、これはまあ、これから検討していただいたら良いんですが、学校に来れない、行きたくても行けない、まあ病気等々で、事情があつていう子もたくさんいらっしゃいます。で、「特別な支援を必要とする子供も含め」となっているので、その辺も十分踏まえてですね、GIGA スクール構想を推し進めて、みんなが同じように学べる環境づくりをお願いしたいと思います。じゃあ、ありがとうございました。

(大西議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、大西議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。2時10分まで休憩といたします。

(休 憩 : 午後 2時00分 ～ 2時10分)

日程第6、議案第104号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第6、議案第104号「上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

それでは、議案第104号「上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由にありますように、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴い、地方税法の延滞金の割合の特例が改正されたため、関係規定を整備する必要性が生じたの

で、この案を提出いたします。

それでは、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

主なものについて説明いたします。

附則第2条（延滞金の割合の特例）の特例基準割合が、新たに延滞金特例基準割合に改められるものです。

なお、この条例は令和3年1月1日から施行し、令和3年1月1日以降の延滞金に対して適用いたします。

以上簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません、なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第104号「上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第104号は、原案どおり可決されました。

日程第7、議案第105号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第7、議案第105号「上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 住民課長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

議案第105号「上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由にありますように、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、住民税の所得控除額が変更されたことに合わせて、国民健康保険税の計算基準額が改められたため関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

それでは、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

主なものについて説明いたします。1/3ページをご覧ください。第23条（国民健康保険税の減額）第1号から第3号にあります課税の減税基準となる所得額が33万円から43万円に改められました。また、給与や年金などの所得を得ている世帯員がいる場合の計算について新たに規定されています。

次に、2/3ページをご覧ください。附則第3項（公的年金に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）においては、税額計算に山林所得が含まれる旨追記され、経過措置として

第23条にて年金等の収入金額が110万円とあるのを125万円と読み替えるように定められました。

なお、この条例は令和3年1月1日から施行し、令和3年度以降の国民健康保険税に対して適用いたします。

以上簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし、ありません」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし、ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第106号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第8、議案第106号「上島町火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(濱田 将典 消防長)(挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

議案106号「上島町火災予防条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由として、火災予防条例に関する上位法令改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので条例改正案を提出するものです

主な改正点は、電気自動車の普及に伴い、対象火気設備等の位置、構造及び管理について改正されるものです。

詳細につきまして説明いたしますので、新旧対照表の参考資料の1/5ページをお開きください。

第11条の2の1行目の下線部に電気自動車を加えます。

下から2行目の下線部の50キロワットを200キロワットに改めます。

2/5ページをお願いします。第11条の2第1項第1号には、急速充電設備を屋外に設ける場合の保安距離及び不燃材料についての内容を加え、以下号づれとなっています。

第5号から第7号の下線部には電気自動車に改めます。

3/5ページから5/5ページには、急速充電設備を自動的に停止させる措置を加えています。

3/5ページをお願いします。

第11条の2第1項第13号には、急速充電設備に伴うコネクタの落下防止措置について。14号は、電気用ケーブルを冷却する液体を用いる措置について。15号は、複数の電気自動車を同時に充電する機能を有する設備に講じる措置について。

4/5 ページをお願いします。16号は蓄電池の基準についての内容をそれぞれ加えています。
なお、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行します。
以上簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(複数の「なし、ありません」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第106号「上島町火災予防条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第9、議案第107号、「令和2年度上島町一般会計補正予算(第7号)」
から日程第15、議案第113号、「令和2年度上島町生名船舶事業会計補正予算(第2号)」
までの補正予算案7件につきましては、議会運営委員会において、予算決算委員会への付託
は行わず、本会議において審議を行うことに決定しておりますので、一般会計から、順次審
議をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○(3番・藤田 徹也 議員)(挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

ええー、委員会の決定には十分に理解し、尊重をいたしますが、私たち新人議員においては、
予算決算委員会を開催することにより議会運営の一連の流れを学習することができます。
先輩議員の方々には、大変申し訳ございませんが、予算額の大小を問わず、新人議員に学習
する場を与えていただきますよう、予算決算委員会の開催を求めます。

○(前田 省二 議長)

よろしいですか、他の方。

ただ今、藤田議員から異議申し出がありました。異議の申し出に対し賛成者が複数あります
ので、起立によって採決いたします。

議案第107号から議案第113号の補正予算案7件は、予算決算委員会へ付託すること
に賛成の方は起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、
藏谷議員、寺下議員、大西議員。

反対者：林 康彦議員、池本 光章議員、亀井議員、濱田議員、池本 興治議員。

賛成、多数です。よって、議案第107号から議案第113号の補正予算案7件は、予算
決算委員会へ付託することに決定いたしました。

日程第 9 ～ 15、議案第 107 号～第 114 号

○(前田 省二 議長)

それでは、日程第 9、議案第 107 号「令和 2 年度上島町一般会計補正予算（第 7 号）」から日程第 15、議案第 113 号、「令和 2 年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第 2 号）」までの補正予算案 7 件については、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。よって、日程第 9、議案第 107 号、「令和 2 年度上島町一般会計補正予算（第 7 号）」から日程第 15、議案第 113 号、「令和 2 年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第 2 号）」までの補正予算案 7 件を一括議題といたします。

それでは、議案第 107 号、「令和 2 年度上島町一般会計補正予算（第 7 号）」から順次提案理由の説明を求めます。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

議案第 107 号「令和 2 年度上島町一般会計補正予算（第 7 号）」の説明をいたします。予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,300 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 87 億 2,000 万円といたします。第 2 項の歳入歳出予算補正につきましては、お手許にお配りしております予算説明資料、「令和 2 年度 12 月補正予算の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は一般会計が 9,300 万円。特別会計は 6,580 万円で、その内訳は、国民健康保険事業会計 4,220 万円。国民健康保険診療所事業会計 100 万円。後期高齢者医療事業会計 20 万円。介護保険事業会計 1,500 万円。浄化槽事業会計 190 万円。生名船舶事業会計 550 万円となっております。企業会計でございます上水道事業会計の補正は、今回はございません。

次に、一般会計の補正予算編成は、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金及び繰越金を財源として、既定の事務事業の見直しを行いました。

財源といたしましては、まず、国庫支出金 1,087 万 3 千円。主なものといたしましては、障害者自立支援法制度負担金 208 万 4 千円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 659 万 3 千円、社会資本整備総合交付金 80 万円です。

県支出金 1,021 万 6 千円。主なものといたしましては、障害者自立支援法制度負担金 104 万 2 千円、新ふるさとづくり総合支援事業補助金 40 万 8 千円、避難施設感染防止対策支援事業費補助金 318 万 8 千円、次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業補助金 476 万 5 千円です。

寄附金 100 万円。これは、ふるさと納税寄附金です。

繰入金 7,100 万円。これは、前年度繰越金です。

以上、9,300 万円で補正予算を編成いたしました。

補正予算の概要、裏面の2ページをお願いいたします。

次に、補正理由と要旨でございますが、まず1点目の社会保障・税番号制度システム整備事業は、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に係るシステム改修業務で、金額は659万4千円です。(2)の農水産物処理加工施設冷凍機改修費負担金は、岩城農水産物処理加工施設の冷凍設備の老朽化に伴い実施するもので、金額は1,572万6千円です。(3)の岩城橋取付道トイレ設置工事は、岩城島から岩城橋の岩城側取付道路に進入する付近に公共トイレが無いいため実施するもので、金額は2,350万円です。(4)の避難施設感染症防止対策事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所として開設する集会所の衛生環境の整備を行うもので、金額は638万1千円です。

なお、2番目と3番目につきましては、上島町の実施する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、4番目につきましては、愛媛県が実施する同交付金メニューの活用を計画しております。

2番目といたしまして、事業の一部変更につきましてですが、(1)の障害福祉サービス費負担金は、施設利用者及びサービス量が増加したことから増額するもので、金額は617万8千円です。(2)の国民健康保険事業会計繰出金は、特別会計の繰出総額の増に伴うもので、金額は1,220万円です。(3)の介護保険事業会計繰出金も、特別会計の歳出総額の増等に伴うもので、金額は1,110万円です。

3番目といたしまして、その他、経常・投資経費の変更を要するに至りました。

以上で、議案第107号、「令和2年度上島町一般会計補正予算(第7号)」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(今井 稔 住民課長)(挙手)議長。

○(前田 省二 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

それでは、議案第108号、「令和2年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ4,220万円増額し予算の総額を11億1,400万円といたします。

主なものにつきまして事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いします。歳入ですが、4款1項1目1節、普通交付金3,000万円の増は、歳出の保険給付費の増によるものです。

6款1項1目1節、出産一時金繰入金84万円は、出産される被保険者が見込まれることから増額するものです。

8ページをお願いいたします。歳出ですが、2款1項1目、一般被保険者療養給付費4,000万円の増は手術及び入院による医療費の増加によるものです。

9ページをお願いいたします。2款4項1目、出産一時金126万円(3名)の増は、出産される被保険者が見込まれることから増額するものです。

10ページをお願いいたします。10ページから12ページまでの国民健康保険事業費納

付金の増減は愛媛県への納付額の確定によるものです。

13ページをご覧ください。5款1項1目、はり・きゅう施術助成金49万円の増は、利用者の増加によるものです。

14ページをご覧ください。7款1項3目、国庫支出金等精算返還金53万2千円は、令和元年度特定健診・保健指導国庫負担金の実績確定による返還金です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第109号、「令和2年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出にそれぞれ100万円を増額し、予算の総額を5,480万円といたします。

主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをご覧ください。歳入ですが、9款2項1目、100万円の増は、感染症対策経費を補助するための新型コロナ感染症緊急包括支援交付金です。

8ページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項1目17節、備品購入費12万4千円は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染性廃棄物用保管庫を整備するものです。

9ページをお願いいたします。

2款1項3目10節、需用費76万3千円も新型コロナ等感染拡大防止のため、衛生材料を購入する経費のため増額しております。以上で、109号の説明を終わります。

引き続きまして、議案第110号、「令和2年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出をそれぞれ20万円増額し、予算の総額を1億5,170万円とします。

主なものにつきまして事項別明細書で説明いたしますので7ページをご覧ください。歳入です。3款2項1目、後期高齢者医療事業国庫補助金8万6千円の増は、高齢者医療制度の見直しに伴うシステム改修の補助金です。

8ページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項1目12節、委託料43万4千円の増は、高齢者医療制度見直し等のシステム改修経費を計上しております。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

議案第111号、「令和2年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。

予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ1,500万円追加し、総額8億8,500万円とします。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いします。
歳入になります。1款1項1目の第1号被保険者保険料の410万円の減は、10月末現在における賦課実績に基づき、精査したものになります。

3款2項6目の国庫補助金の保険者努力支援交付金の145万9千円の増は、介護予防・健康づくりに資する取り組みを支援するための交付金で新規のものとなります。7目の介護保険災害等臨時特例補助金の1千円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料を減免措置した場合に補助されるもので、新規の計上となります。

7款1項4目の事務費繰入金の1,106万9千円の増は、国庫支出金等の精算返納金に伴うものです。

7款1項5目の低所得者保険料軽減繰入金の3万1千円の増は、精算に伴い過年度分を計上するものです。

8款1項1目の前年度繰越金の651万5千円の増は、令和元年度の繰越金が確定したものです。

8ページをお願いします。10款2項5目の雑入の2万5千円の増は、端数調整によるものです。

9ページをお願いします。歳出になります。1款1項1目13節の11万8千円の増は、システムの更新に伴うライセンス使用料になります。

11ページをお願いします。4款1項1目24節の介護給付費準備基金積立金406万9千円の減は、1号被保険者保険料の減額に伴い、減額するものになります。

14ページをお願いします。7款1項3目の国庫支出金精算返納金1,890万5千円の増は、令和元年度実績による精算返納金となります。

15ページをお願いします。8款1項1目の予備費4万6千円の増は、端数調整によるものになります。

簡単ではございますが、以上、議案第111号の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○(越智 康浩 生活環境課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 越智生活環境課長。

○(越智 康浩 生活環境課長)

議案第112号、「令和2年度上島町浄化槽事業会計補正予算(第1号)」について、ご説明いたします。

今回の補正は、岩城地区の浄化槽地域で、新たに新築家屋建設に伴い、2件の申し込みがあったことから、合併浄化槽設置工事費用が不足したため、増額補正するものでございます。

1ページをお開きください。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入・歳出をそれぞれ190万円増額し、予算の総額を3,540万円とします。

補正予算の主なものを事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いします。

歳入ですが、6款1項1目、一般会計繰入金は、歳出総額の増により、190万円増額します。

8ページをお願いします。歳出ですが、1款1項1目、浄化槽管理費の11節、役務費の浄化槽法定検査が終了し、額が確定したことにより不用額4万円を減額し、12節、委託料

で保守点検委託料の額に確定による不用額及び公営企業会計移行支援業務の契約減少金不用額を合わせて106万円を減額し、14節、工事請負費を300万円増額いたします。

この増額工事により、新規2件の合併浄化槽を設置いたします。

以上で、議案第112号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(村上 和彦 公共交通課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 村上公共交通課長。

○(村上 和彦 公共交通課長)

それでは、議案第113号、「令和2年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第2号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれに550万円を追加し、総額を2億7,430万円とします。

補正予算の主なものにつきまして事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、4款1項1目の繰越金は、歳出総額の増に伴い、その財源として、前年度繰越金4万円を増額計上するものです。

続いて5款1項1目の雑入ですが、546万円を増額計上いたします。これは、海上交通バリアフリー施設整備助成金で、生名フェリーの新造船「ゆめしま」のスロープ・手すり・バリアフリー客席・自動ドア・点字ブロックなどのバリアフリー設備に要した経費が補助対象となっており、交通エコロジー・モビリティ財団という公益財団法人から交付されるものです。この助成制度は、船舶が完成する年度に申請・交付することが要件となっていることから、今年度の補正予算計上となりました。本来であれば、新造船建造事業と同年度に予算計上し、その財源とすることが通常の予算措置ですが、助成制度の関係で、建設事業予算とは異なる年度での予算計上となっております。

次に、歳出について説明しますので、8ページをお願いいたします。

1款1項1目、一般管理費の24節、積立金546万円の増は、先ほど歳入で説明しましたバリアフリー施設整備助成金を全額、生名船舶基金に積立てるものです。助成金を基金に積み立て、来年度以降、新造船建造に伴い借り入れた起債の償還に充当することにより、この助成金を新造船建造事業に対する財源とするものです。

なお、3款1項1目の予備費は、歳出総額調整のため、4万円を増額補正しております。

以上、簡単ですが、議案第113号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、議題となっております、議案第107号から議案第113号までの補正予算案7件については、予算決算委員会に付託して審議することに決定していますので、本日、ここでの質疑は省略いたします。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手) 議長、発言いいですか。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

私、この予算をですねえ、特別委員会というか予算決算委員会に付託することに意義はありませんが、であればですねえ、前回の全協、本来、全協ではですねえ質疑までしないと、質問はすると。わからないことについては、大まかなことについては、わからないことは質

問をして、質疑は委員会に振ってですねえ、そこで詳細を訊くということになっていたと思うんですね。

ところが、前回の全協で質疑までして、大体詳しく訊きました。それで、必要な図面までもらいました。まあ、そういう経緯があったのでですねえ、たぶん議会運営委員会で決めたのは、まあ、質疑までやったので、今回は良いだろうということで決めたというふうに理解しているんですよ。

ですから、今後、こういう問題につきましてはですねえ、ぜひですねえ、全員協議会では質問までやって、質疑は委員会でやるというふうにしないとですねえ、何かダブった話を何回も訊くという話。（池本 興治議員から「同じことやろ」の声あり）だから、そういう事で、決してね、我々、「皆さんと同じテーブルでね、やりたくない」と言っているのではなくて、そういう事で、私は足らなかつたんです。

ですから、ぜひ、その辺はですねえ今後の議会運営においてですねえ、注意をしていただきたいと、こう思います。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長) はい、わかりました、以後…。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

ええー、この予算決算委員会の、その開催しないということは、私たち新人5人には何の連絡もございませんでした。然るべき、濱田議員が言われるように、まあ、そのダブらないように「新人議員もしっかりこの委員会の決定に従えよ」と言うのであれば、同じ議員の土俵として、しっかり連絡をしていただきたい。そう申し上げておきます。

○(前田 省二 議長)

これから連絡するようにいたしますのでご了承ください。（「お願いします」の声あり）

日程第16、議案第114号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第16、議案第114号、「防災情報伝達システム構築工事請負契約の一部変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

議案第114号、「防災情報伝達システム構築工事請負契約の一部変更について」説明いたします。

本議案の提案理由としましては、令和2年6月16日、議会の議決を得て締結した防災情報伝達システム構築工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて議決を求めるものでございます。

変更内容は、

1 契約金額 変更前 2億8,820万円

変更後 7, 755万円

変更減額 2億1, 065万円 です。

内容を説明しますので、説明資料をご覧ください。

本工事については、令和2年6月16日、工事請負契約の議決を受けて現在工事を進めているところです。

しかしながら、財源としていた離島活性化交付金の交付要件に、「離島活性化交付金の活用については、年度をまたぐ契約を行うことはできない」の規定があることから現状の複数年契約では交付金の対象とならないことが判明しました。

町といたしましたは、本事業は、来年度も継続して実施して参りますが、交付金の対象となるよう請負金額、工期を変更し、単年度契約とするものです。

このことについては、国土交通省に本事業の執行状況を報告していたところ、10月末に指摘を受けて判明したものです。

変更内容について説明いたします。現在の契約内容は、令和2年から3年度の2か年契約で、金額は2億8, 820万円です。内訳は、令和2年度分、7, 755万円。令和3年度分、2億1, 065万円です。

財源として、契約金額の1/2の1億4, 410万円を国の離島活性化交付金、残り1/2は緊急防災減債事業債を予定していました。しかしながら、現在の2か年契約では、1億4, 410万円の国の交付金を受けられなくなることが判明しました。

町としては、交付金の活用と財源の確保を図るため、単年度契約に変更せざるを得ないと判断しました。

資料の黄色の枠内をご覧ください。現契約の金額を7, 755万円に減額し、工期を令和3年3月15日までとし、令和2年度内に完了する契約内容とします。

こうすることにより、令和2年度分の財源として、交付金3, 877万5千円を受け取ることができます。令和3年度分の工事については、来年度改めて契約手続きを行い、議会の議決を求める計画です。

なお、契約相手方の株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国様には、変更理由を説明しご理解・ご承諾をいただいております。

以上で、議案第114号、「工事請負契約の一部変更について」の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第114号、「防災情報伝達システム構築工事請負契約の一部変更について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第114号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 115 号

○(池本 光章 議長)

日程第 17、議案第 115 号の「副町長の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

議案第 115 号、「副町長の選任について」提案をさせていただきます。

上島町副町長に河端 光法氏を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご案内のように、河端 光法氏は長い間、上島町職員として行政運営をしっかりと支えてきた非常に有能な方でございます。職員にも信頼が厚く、また気配りなどの配慮にもたけた方でございまして実務においても柱となりえる人物でございます。新たに選任し、上島町のために働いてもらいたいということなので提案するものでございます。

どうぞ、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、「上島町議会申し合わせ事項⑩」により、質疑と討論を省略して、直ちに採決に入ります。この採決は、記名投票で行いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。議場の閉鎖を命じます。(蓼原事務局長、議場閉鎖)

○(前田 省二 議長)

ただ今の出席議員数は 13 名(議長を除く)です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に藤田議員、山上議員を指名します。

投票用紙を配ります。(蓼原事務局長、議席順に投票用紙を配布)

○(前田 省二 議長)

念のために申し上げます。本案に賛成の方は、判定欄に「○」と、反対の方は「×」と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は「否」とみなします。(投票用紙配布後) それでは、用紙配布のものは、ありませんか。(沈黙) 配布もれなしと認めます。

○(前田 省二 議長)

投票箱を点検します。(蓼原事務局長、投票箱(蓋・箱の順)に点検、議席・議長の方に向け、何も入っていないことを確認してもらう) 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長が「議席番号と氏名」をお呼びいたしますので、順番に投票をお願いします。(事務局長の点呼に応じ順次投票)

○(前田 省二 議長)

投票もれはありませんか。（「なし」の声あり）投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。藤田議員、山上議員、登壇して開票の立ち会いをお願いいたします。事務局長、投票箱を開け、開票してください。

（蓼原事務局長、投票結果が出次第、投票結果を議長へ渡す）

○（前田 省二 議長）

それでは、議案第１１５号の投票の結果を報告いたします。

投票総数１３票、有効投票１３票、無効投票０票。有効投票のうち賛成１１票、反対２票（白紙を含む）。以上のとおり、賛成が多数です。

従って、議案第１１５号は、同意することに決定いたします。

議場の閉鎖を解きます。（蓼原事務局長、議場開鎖）

日程第１８、議案第１１６号

○（前田 省二 議長）

それでは、日程第１８、議案第１１６号の「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（上村 俊之 町長）（挙手）はい。

○（前田 省二 議長） 上村町長。

○（上村 俊之 町長）

それでは、議案第１１６号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、固定資産評価審査委員の１名の任期が満了することから提出するものでございます。

選任をお願いする委員につきましては、弓削在住の春富 信利氏でございます。春富氏は、現在も本委員会の委員長を務められており、地域の実情にも精通し、固定資産に対する知識も豊富なことから引き続いての選任の同意をお願いするものでございます。

なお、春富氏の略歴も添付しておりますので、参考にしていただき、ご同意について、よろしくお願い申し上げます。

○（前田 省二 議長）

ただ今 提案理由の説明がありました。

お諮りします。本件は人事案件であり、質疑と討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、こちらは起立による採決とすることにご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

これから、議案第１１６号の「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。お諮りいたします。本案のとおり、固定資産評価審査委員会委員に春富信利氏を選任することについて、同意する方は起立願います。

（賛成者、起立）

賛成者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、林 康彦議員、

池本 光章議員、藏谷議員、亀井議員、濱田議員、池本 興治議員、大西議員。
反対者：寺下議員。
起立、多数です。よって、議案第116号は同意することに決定しました。

散 会

○(前田 省二 議長)

本日の審議はこれまでとし、本日、予算決算委員会に付託した「令和2年度上島町一般会計補正予算（第7号）をはじめとする7件の補正予算案」については、12月23日の午前10時から会議を開いて審議を行うこととし、議事日程は当日配布したいと思います。

○(13番・大西 幸江 議員)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員)

23日、再開日に委員会も開くんですか。もうその前にやるんじゃないんですか。

○(前田 省二 議長)

18日じゃなかったかなあ。まあ、確認しまして委員長の方から招集することにいたします。（「それでええ、それでええ」の声あり）まあ、23日は最終的な審議ですので、よろしくお願いします。

お諮りいたします。本日はこれで散会とすることに、ご異議ございませんか。（複数の「はい」の声あり）ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会といたします。

（起立、礼）

（了）

（令和2年12月15日 午後 3時10分 閉会）

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 前 田 省 二

署名議員 藤 田 徹 也

署名議員 山 上 耕 司